

**北秋田市**  
**第3次障がい者計画**  
**第6期障がい福祉計画・**  
**第2期障がい児福祉計画**  
全体案〔令和3年度～令和5年度〕

**(案)**

令和3年2月現在  
北秋田市

# 目 次

<b>第1部 総論</b>	1
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の概要	4
3. 計画の策定体制	6
<b>第2章 障がいのある人をとりまく現状</b>	7
1. 障がいのある人の状況	7
2. 障がい福祉サービス等の状況	11
3. アンケートから見られる現状	14
<b>第2部 第3次障がい者計画</b>	26
<b>第1章 計画の基本方針</b>	26
1. 計画の基本理念	26
2. 基本的な視点	26
3. 基本目標	27
4. 施策の体系	28
<b>第2章 第3次障がい者計画の施策の展開</b>	29
基本目標1. 自立した暮らしのための支援	29
基本目標2. 育ちと健康の支援	32
基本目標3. 社会的自立の支援	35
基本目標4. ぬくもりの地域づくり	38
<b>第3部 第6期障がい福祉計画</b>	42
<b>第1章 第6期障がい福祉計画</b>	42
1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたって	42
2. 成果指標の設定	43
3. 障がい福祉サービス等の実績と見込量	47
<b>第2章 第2期障がい児福祉計画</b>	59
1. 目標値の設定	59
2. 障がい児支援サービスの実績と見込量	60
<b>第4部 計画の推進にあたって</b>	63
<b>第1章 計画の進行管理</b>	63
<b>第2章 計画の推進体制の充実</b>	63

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

#### (1) 計画策定の背景

わが国では少子・高齢化の進行が加速しており、障がいのある人の高齢化、高齢になってからの障がい者の増加、障がいの重度化、障がいのある人を支える家族の高齢化や親亡き後を支える体制の整備など、多くの課題が見受けられるようになっています。また、社会生活が複雑化してくる中、心の健康やストレスの問題をはじめ、自閉症や発達障がいなど、新たな課題が表面化しており、障がいのある人の生活環境や求められるサービス・支援のあり方が課題となっています。

このような中、障がいのある人を支える取組が進められており、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成26年5月制定）が平成28年4月から施行されるとともに、自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用などが盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）などが盛り込まれた「児童福祉法」の一部改正（平成30年4月施行）が行われました。

障がいのある人に関わる法律や制度は、障害者権利条約の批准を契機として変化しています。平成30年4月からの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るために環境整備等が示されました。障がい者施策は障がいの有無に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合う、地域共生社会の実現が大きな目標となっています。

本計画は北秋田市の障がい者保健福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとして、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第3次北秋田市障がい者計画」の見直し及び「第6期北秋田市障がい福祉計画」及び「第2期北秋田市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

## 【地域共生社会の概要】

### 「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化・高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

#### 専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設など

平成30(2018)年:

- ◆介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

更なる制度見直し

2020年代初頭:  
**全面展開**

#### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設等

厚労省資料

## (2) 近年の障がい者施策の動向

近年の障がい者施策の動向は以下になります。

### 【障がい者施策の動向】

年 度	施 策 動 向
平成 24 年度	「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」 施行
平成 25 年度	「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」 施行 「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」 施行 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」 成立 「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」 成立 「第3次障害者基本計画（計画期間 25～29 年度）」 公表
平成 26 年度	「障害者総合支援法」施行に伴う支援の変更 「障害者権利条約」の国会承認 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」 施行
平成 27 年度	「難病の患者に対する医療等に関する法律」 施行
平成 28 年度	「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」 施行 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）」 成立 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」 の一部施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 施行
平成 29 年度	「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定
平成 30 年度	障害者基本計画（第4次）（平成 30 年度～令和 4 年度） 「障害者総合支援法」一部改正施行（自立生活援助・就労定着支援の新設） 「児童福祉法」の一部改正施行（居宅訪問型児童発達支援の新設） 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正施行 平成 30 年 4 月改正「社会福祉法」施行 改正「バリアフリー法」成立 「障害者における文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
令和元年度	改正「障害者雇用促進法」成立（令和元年 6 月、9 月／令和 2 年 4 月施行） 「読書バリアフリー法」成立 改正「社会福祉法」成立 改正「バリアフリー法」成立（令和 3 年 4 月施行）

## 2. 計画の概要

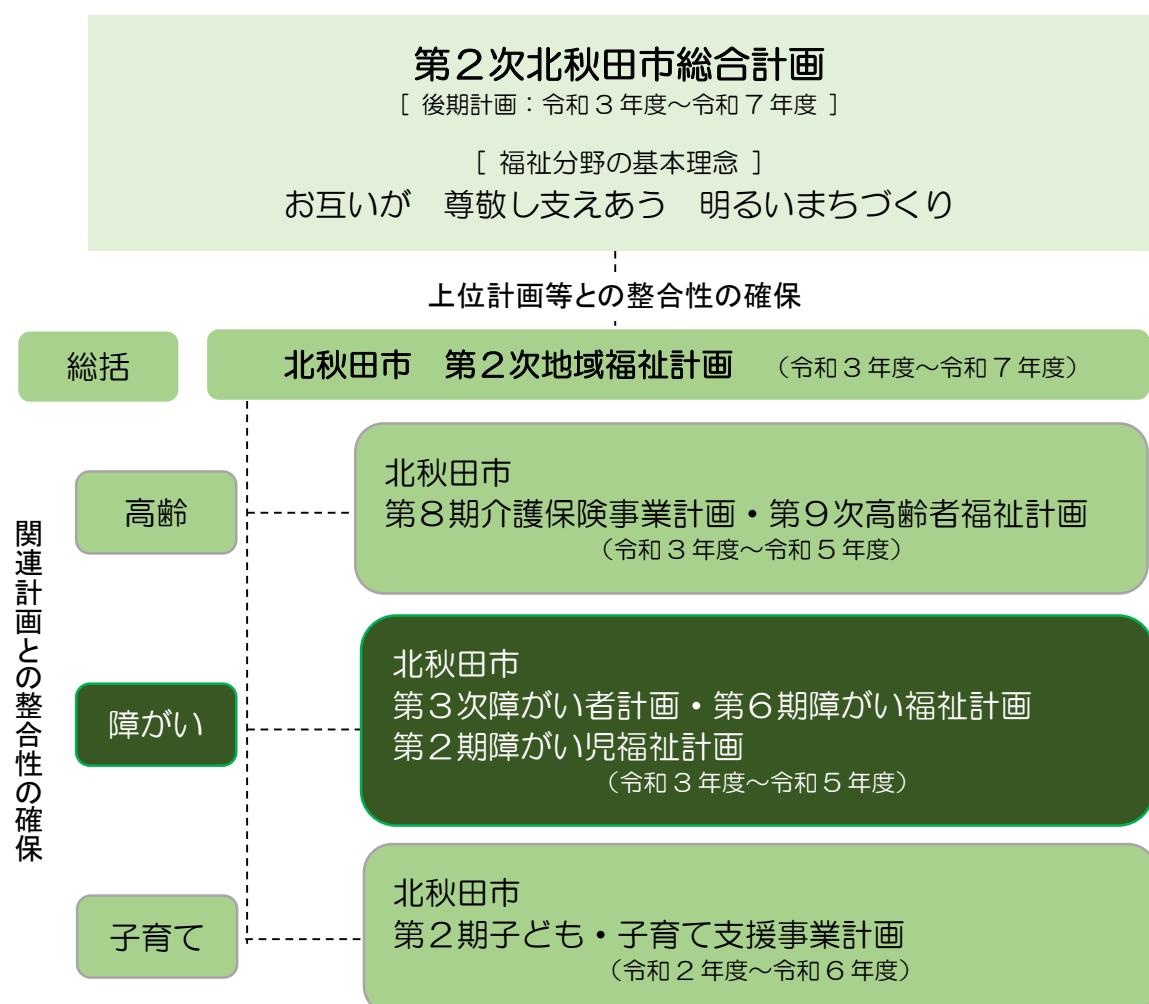
### (1) 計画の位置づけ

『北秋田市障がい者計画』は、障害者基本法第11条第3項に定める障害者計画と、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉計画と、児童福祉法第33条に定める障害児福祉計画で構成される法定計画です。

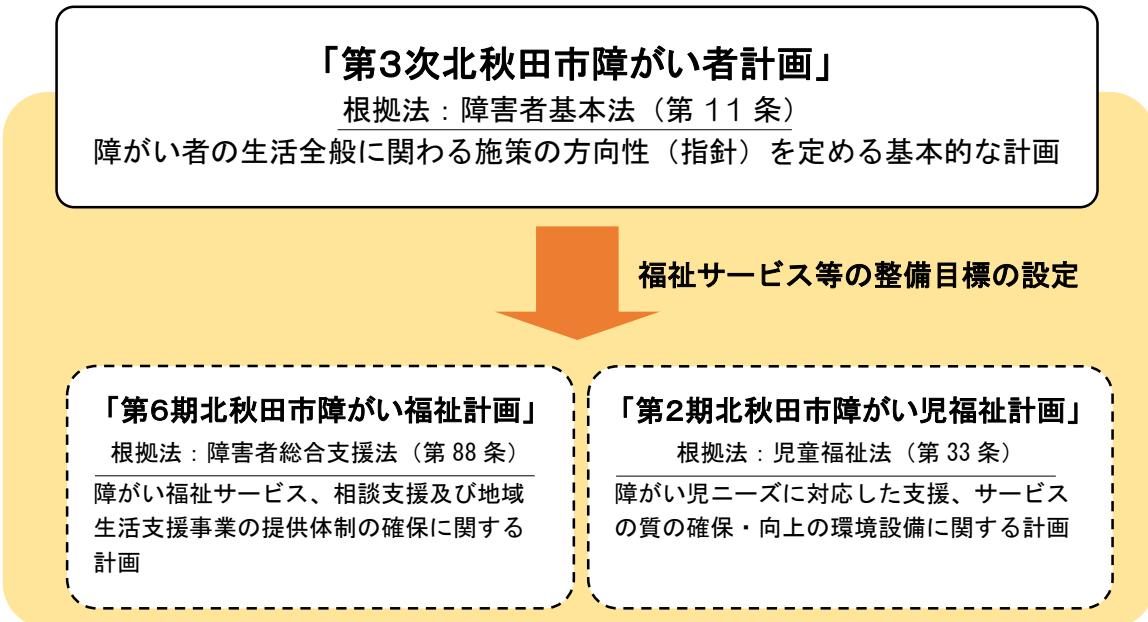
市のまちづくりの基本指針である「第2次北秋田市総合計画」や、保健福祉部門における連携計画となる「北秋田市地域福祉計画」において、「お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり」を基本理念に掲げており、本計画は、市計画の保健福祉部門において障がい者分野の個別計画に位置づけられます。

このため、「北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図るとともに、国の障害者基本計画及び県計画等との整合性を保ちながら策定します。

#### 上位・関連計画との関係



## 【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の関係】



### (2) 計画の期間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度を第6期及び第2期の計画期間とします。

障がい者計画は平成30年度から令和5年度までの6ヶ年を第3次計画期間とします。制度改正等に併せて必要な見直しを行います。

(年度)

平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
第3次障がい者計画						第4次障がい者計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

### 3. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、障がいのある人の状況・ニーズを把握するため、アンケート調査を行い、北秋田市障がい者（児）計画策定委員会で協議を行いました。また、市民意見募集（パブリックコメント）を行い、市民の意見をいただき、市民協働による計画の策定に努めました。

#### (1) 北秋田市障がい者（児）計画策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野からの意見を反映させるために、障がい者団体の代表者や学識関係者、福祉関係者で構成する策定委員会において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し計画に反映しました。

#### (2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

##### ① 調査の目的

「第3次障がい者計画」の見直し、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内の障がいのある人の生活の様子や障がい福祉サービス利用の実態、将来の希望等を把握するとともに、本市の現状や課題等を抽出・分析して計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。

##### ② 調査期間

障がい者：令和2年 9月4日～ 9月11日

障がい児：令和2年10月9日～10月26日

##### ③ 調査対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、難病（特定疾病）の認定を受けている方、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスを利用されている方とそのご家族等

##### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

##### ⑤ 回収状況

	配布数	回収数	回収率
障がいのある人 (18歳以上)	500 件	279 件	55.8%
障がいのある児童・生徒 (18歳未満)	62 件	31 件	50.0%

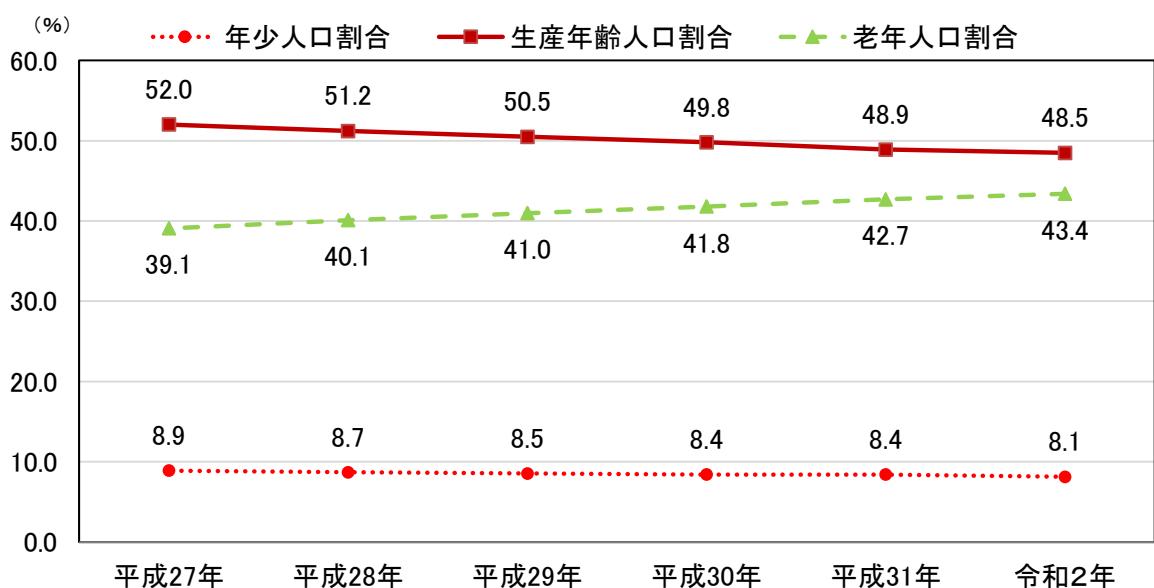
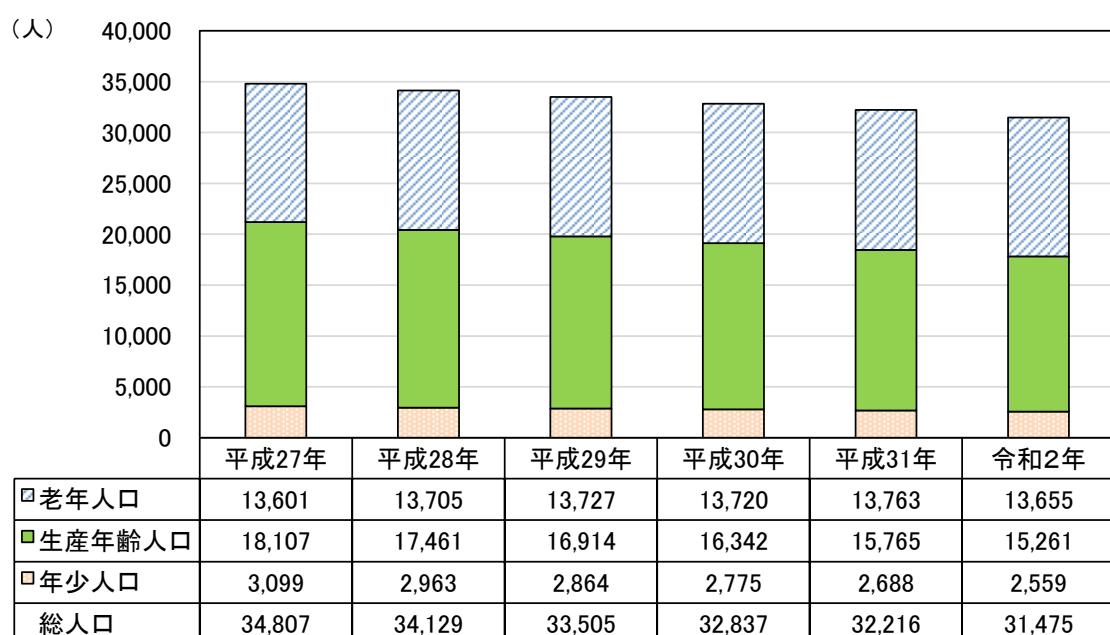
## 第2章 障がいのある人をとりまく現状

### 1. 障がいのある人の状況

#### (1) 人口の推移

本市の住民基本台帳では、平成27年の34,807人から令和2年は31,475人と減少しており、年齢区分別では、15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しており、平成27年に52.0%だった構成比は令和2年では48.5%となっています。65歳以上の老人人口の構成比は年々増加しており、令和2年には13,655人に対し、構成比は43.4%となっています。

【人口・人口構成の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)】

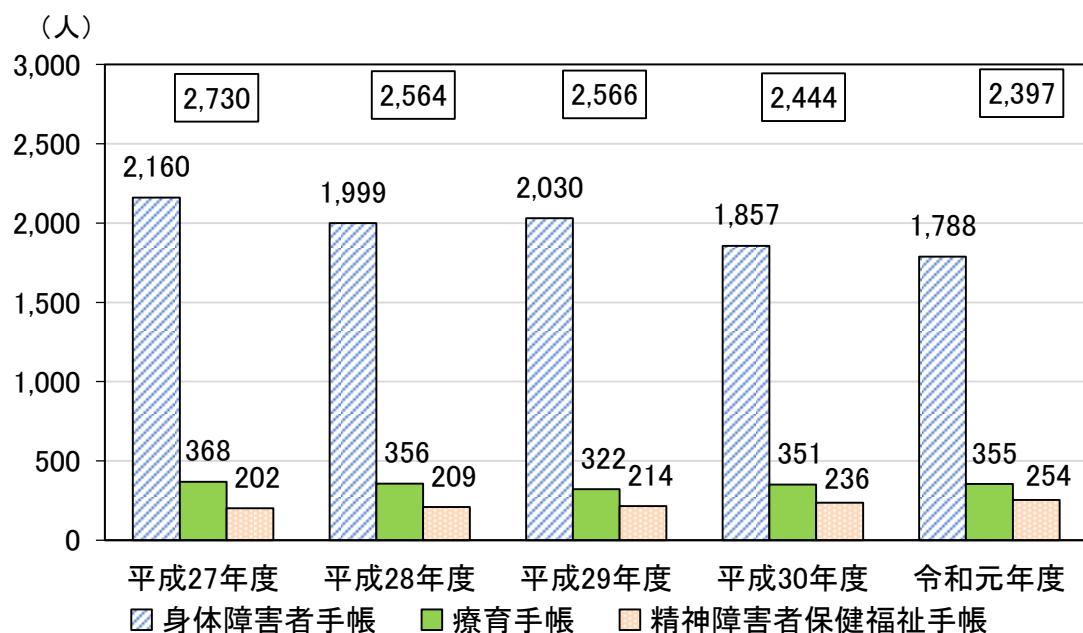


## (2) 障害者手帳交付状況

### ① 障害者手帳の交付数の推移

障害者手帳の交付数は、平成27年度は2,730人でしたが、令和元年度は2,386人となっています。種類別では、身体障害者手帳の割合が最も多く、各年で全体の約8割前後を占めています。療育手帳の交付数は、各年300人台で推移しており、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成27年度の202人から年々増加し、令和元年度は254人となっています。

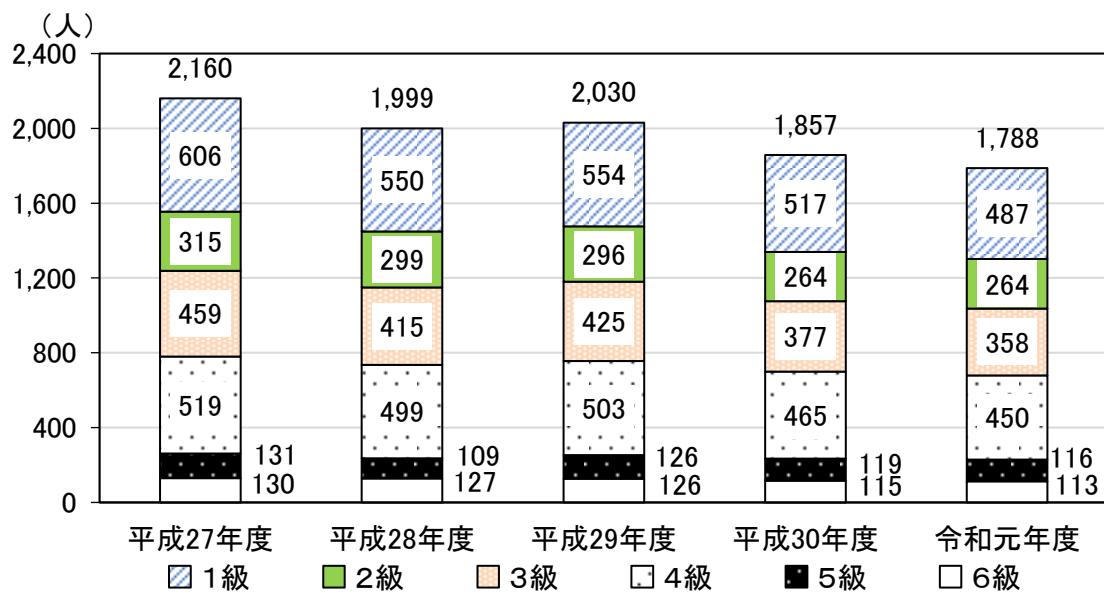
【障害手帳交付数の推移(各年度末現在・福祉課)】



### ② 身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）の推移（程度別）

身体障害者手帳交付状況は、等級別では1級、3級、4級が多く、それぞれ28%前後、20%前後、25%前後となっています。

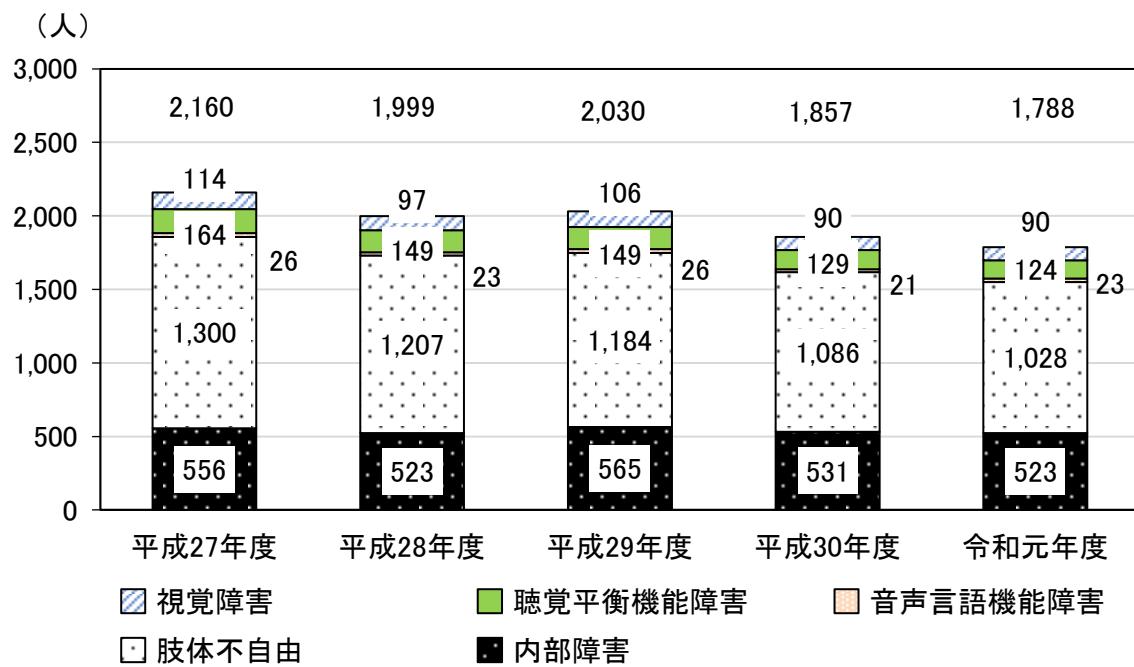
【身体障害者手帳の等級別交付状況(各年度末現在・福祉課)】



### ③ 身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）の推移（種別）

障がい種類別では、肢体不自由が全体の約60%程度と多く、内部障害が約30%前後となっています。

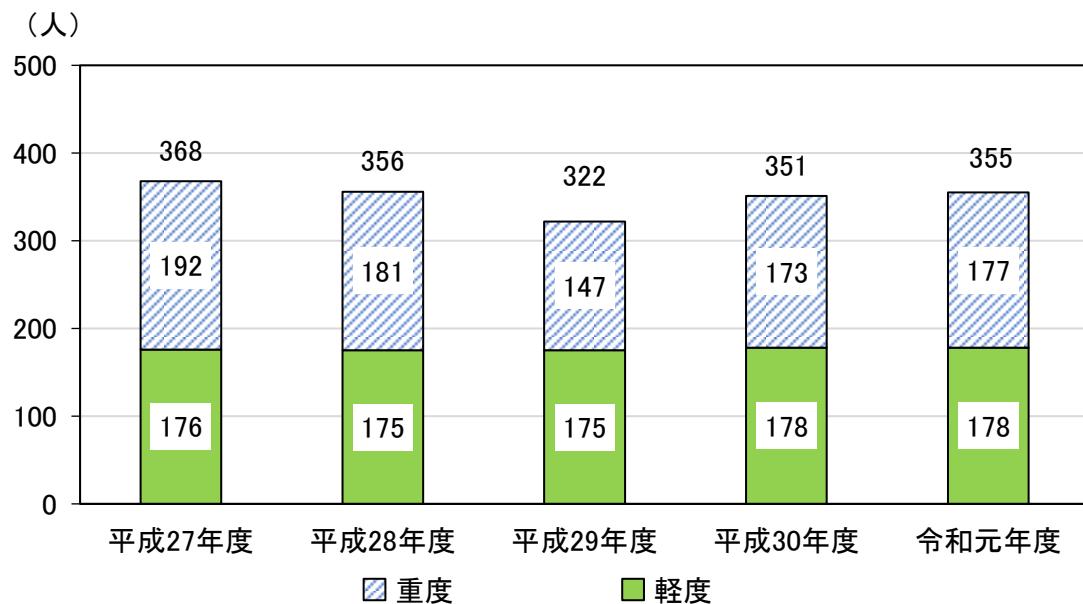
【身体障害者手帳の区分別交付状況(各年度末現在・福祉課)】



### ④ 知的障がい者数（療育手帳交付数）の推移

療育手帳交付状況は、重度は各年度で差があり、平成27年度は192人と最も多く、令和元年度は177人となっています。軽度は、各年度170人台で推移しています。

【療育手帳の交付状況(各年度末現在・福祉課)】

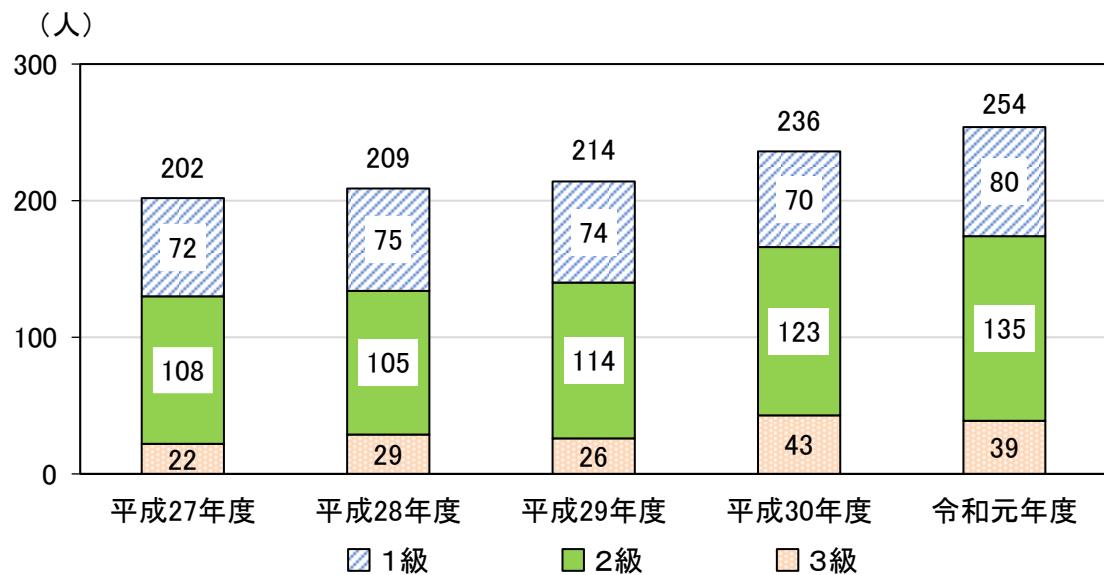


## ⑤ 精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳交付数）の推移

精神障害者保健福祉手帳交付数は、増加傾向で推移しており、令和元年度は254人となっています。

等級別では、2級が多く全体の過半数を占めています。

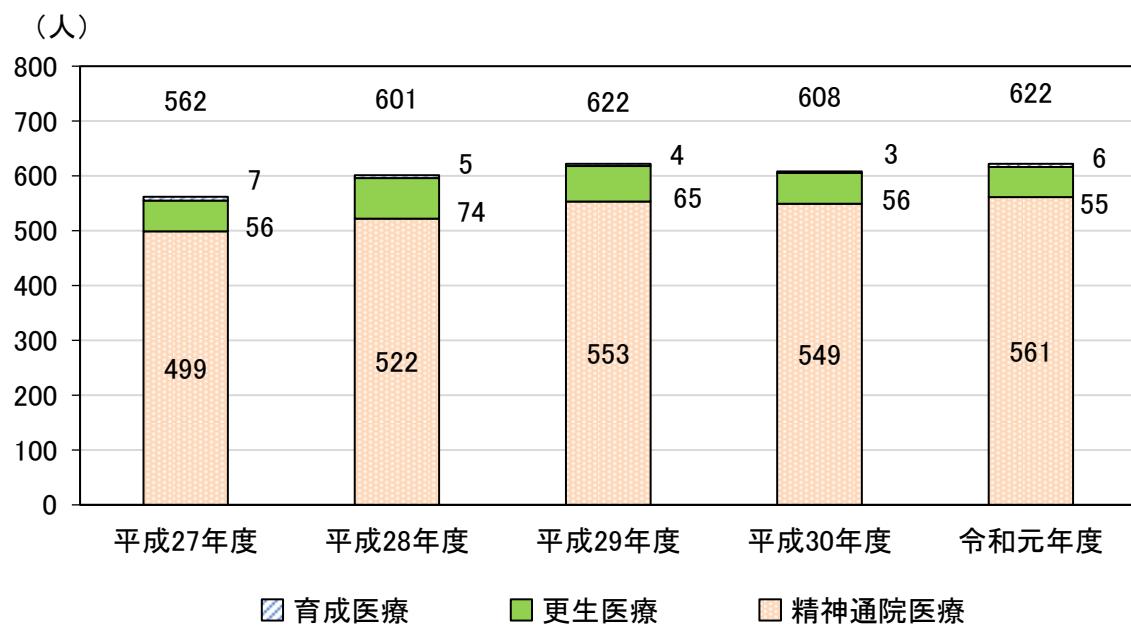
【精神障害者保健福祉手帳の交付状況(各年度末現在・福祉課)】



## ⑥ 自立支援医療費受給者数

自立支援医療費受給者では、精神通院医療が多く、令和元年度は561人となっています。

【自立支援医療費受給者数(各年度末現在・福祉課)】



## 2. 障がい福祉サービス等の状況

### (1) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービスの利用者は、平成30年度から令和2年度にかけて若干の増加傾向にあります。

サービス別にみると、在宅生活を支援するサービス利用者は減少していますが、これは、障がいのある人が高齢化していることにより、介護保険サービスの利用に移行していることが考えられます。計画相談支援、訓練、就労に関する支援の利用者は増えていますが、これは、施設から就労への地域移行が進んでいることが考えられます。

【障がい福祉サービスの利用状況】

	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
在宅生活を支援するサービス			
居宅介護	37人／407時間	31人／422時間	27人／420時間
重度訪問介護	3人／50時間	3人／22時間	2人／7時間
重度障がい者等包括支援	-人／-時間	-人／-時間	-人／-時間
同行援護	2人／17時間	3人／23時間	2人／23時間
行動援護	6人／37時間	4人／28時間	6人／31時間
短期入所（医療型）	-人／-人日	-人／-人日	-人／-人日
短期入所（福祉型）	15人／24人日	15人／64人日	11人／88人日
日常生活を支援するサービス			
療養介護	7人／204人日	7人／164人日	6人／156人日
生活介護	153人／2,948人日	160人／2,986人日	165人／3,465人日
住まいの場としてのサービス			
共同生活援助	46人	45人	50人
施設入所支援	130人	123人	127人
訓練のためのサービス			
自立訓練（機能訓練）	-人／-人日	-人／-人日	-人／-人日
自立訓練（生活訓練）	30人／298人日	33人／322人日	33人／330人日
自立訓練（宿泊型）	29人／600人日	28人／542人日	25人／625人日
就労移行支援	1人／1人日	1人／1人日	2人／40人日
就労継続支援（A型）	3人／37人日	2人／33人日	2人／28人日
就労継続支援（B型）	85人／1,282人日	83人／1,186人日	90人／1,350人日
相談支援に関するサービス			
地域移行支援（※）	-人	-人	-人
地域定着支援	42人	51人	57人
計画相談支援	257人	256人	297人
障がい児に関するサービス			
障がい児相談支援	42人／14人日	41人／13人日	37人／18人日
児童発達支援	27人／47人日	20人／48人日	24人／41人日
放課後等デイサービス	24人／65人日	21人／133人日	24人／145人日
保育所等訪問支援	1人／1人日	16人／6人日	14人／7人日

## (2) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業については、日常生活用具給付等事業で、排泄管理支援用具の給付が経年で増えており、ニーズの更なる増加が予想されます。移動支援事業については、利用回数の減少がみられますが、通院等、利用者の状況によっては利用回数の増加が予想されます。地域活動支援センター事業については、100名を超える利用となっています。

**【地域生活支援事業の利用状況】**

	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
<b>地域生活に関するサービス</b>			
相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
総合支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	0箇所	0箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	0件	0件	0件
成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件
<b>意思疎通支援事業</b>			
手話通訳者等派遣	2人	3人	2人
要約筆記者等派遣	0人	0人	0人
<b>日常生活用具給付等事業</b>			
介護訓練支援用具	1件	0件	2件
自立生活支援用具	2件	0件	2件
在宅療養等支援用具	9件	8件	15件
情報・意思疎通支援用具	2件	7件	4件
排泄管理支援用具	1,180件	1,192件	1,200件
住宅改修費	1件	0件	1件
<b>移動支援事業</b>			
個別支援型	13人／780回	10人／531回	8人／599回
車両移送型	32人／2,096回	29人／1,907回	28人／1,656回
<b>地域活動支援センター事業</b>			
利用者数	153人	163人	163人
<b>理解促進研修・啓発事業</b>			
実施の有無	有	有	有
<b>自発的活動支援事業</b>			
実施の有無	有	有	有
<b>成年後見制度法人後見支援事業</b>			
実施の有無	有	有	有
<b>手話奉仕員養成研修事業</b>			
講習会終了者数	7人	8人	8人
<b>その他の日常生活支援事業</b>			
福祉ホーム事業	1箇所	1箇所	1箇所
訪問入浴サービス事業	5人	4人	2人
日中一時支援事業	30人	35人	29人
生活サポート事業	2人	2人	2人

### (3) 福祉手当等

各種福祉手当の支給については、継続的に必要な方への支給を行っています。

【福祉手当等の支給状況】

	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
各種手当			
特別障害者手当	13人	11人	11人
障害児福祉手当	24人	21人	19人
特別児童扶養手当	66人	64人	64人
心身障害者扶養共済制度	3人	3人	3人

### (4) 医療費の助成

各医療費の助成については、育成医療、精神通院医療において件数が増加しています。

【自立支援医療等医療費の助成状況】

	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
各種医療費助成			
育成医療	3人	6人	6人
更生医療	56人	55人	55人
精神通院医療	549人	561人	561人
福祉医療費	1,931人	1,874人	1,860人

### (5) その他のサービス

他の福祉サービスの実績は以下の表のとおりとなっています。

障害福祉タクシーについて利用回数は年々増加しており、利用者のニーズの高さが伺えます。

【その他の福祉サービスの実施状況】

	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
移動支援			
障害者福祉タクシー	975回	1,013回	1,930回
生活支援			
在宅酸素療法者電気料助成事業	30人	25人	24人

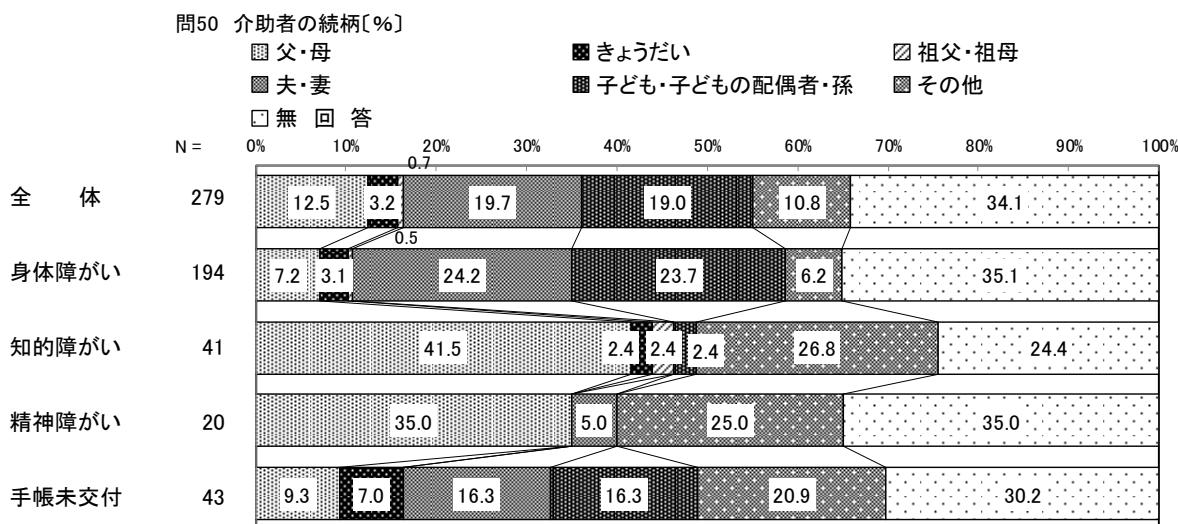
### 3. アンケートから見られる現状

#### (1) 主な介助者の現状

全体では「夫・妻」が19.7%、「子ども・子どもの配偶者・孫」が19.0%と多く、「父・母」が12.5%、「その他」が10.8%と続いている。

知的障がいのある人は『家族』による介助の傾向が強く、特に「父・母」が41.5%と最も高くなっています。

【主に援助・介助・介護をしている人（障がい者）】



#### (2) 相談施設等の現状

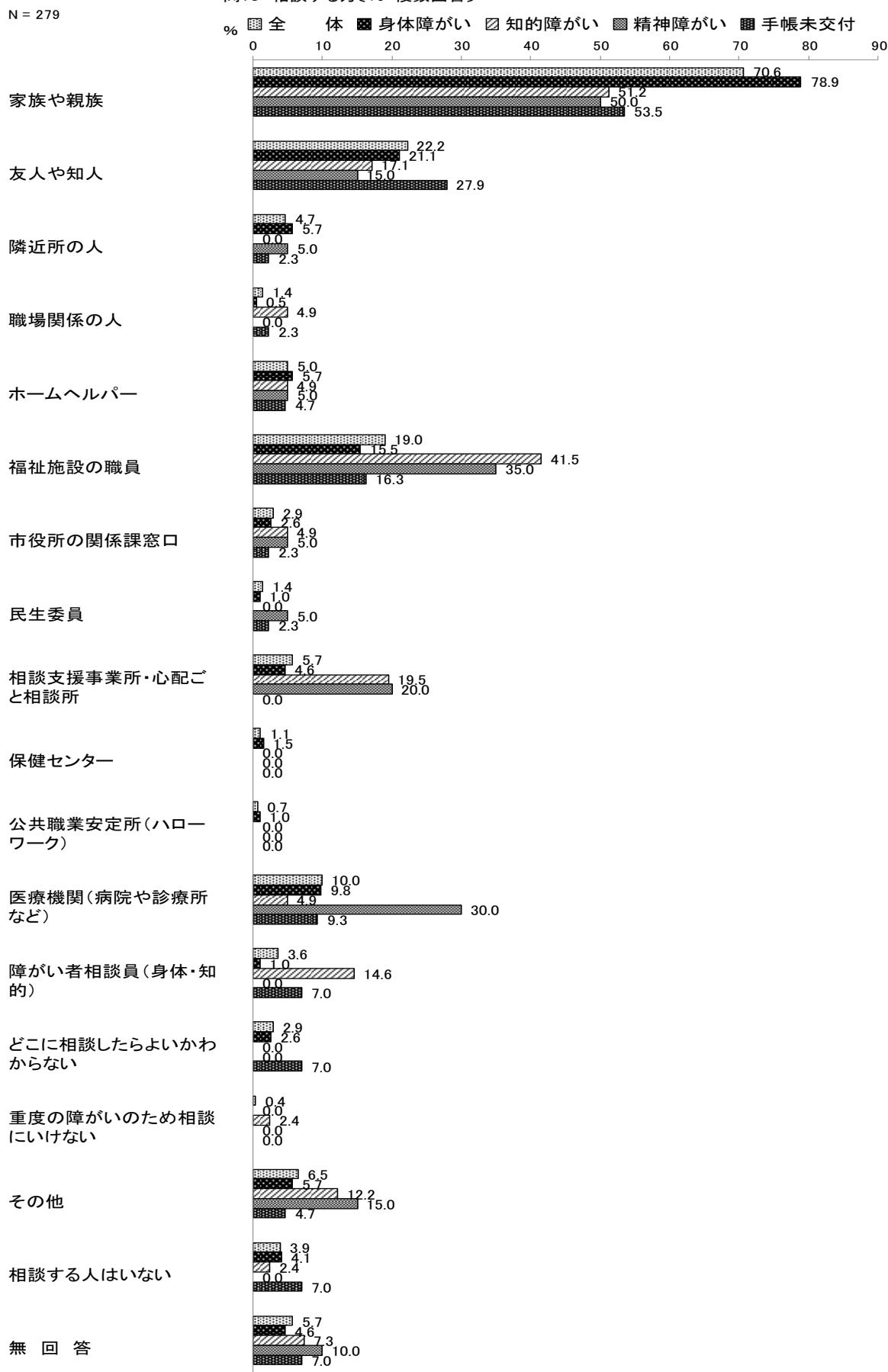
普段の生活での悩みごとの相談先としては、「家族や親族」が70.6%と多く、「友人や知人」が22.2%、「福祉施設の職員」が19.0%、「医療機関（病院や診療所など）」が10.0%と続いている。

「相談支援事業所・心配ごと相談所」や「市役所の関係窓口」は1割未満となっています。

## 【悩みごとや心配ごとの相談相手（障がい者）】

N = 279

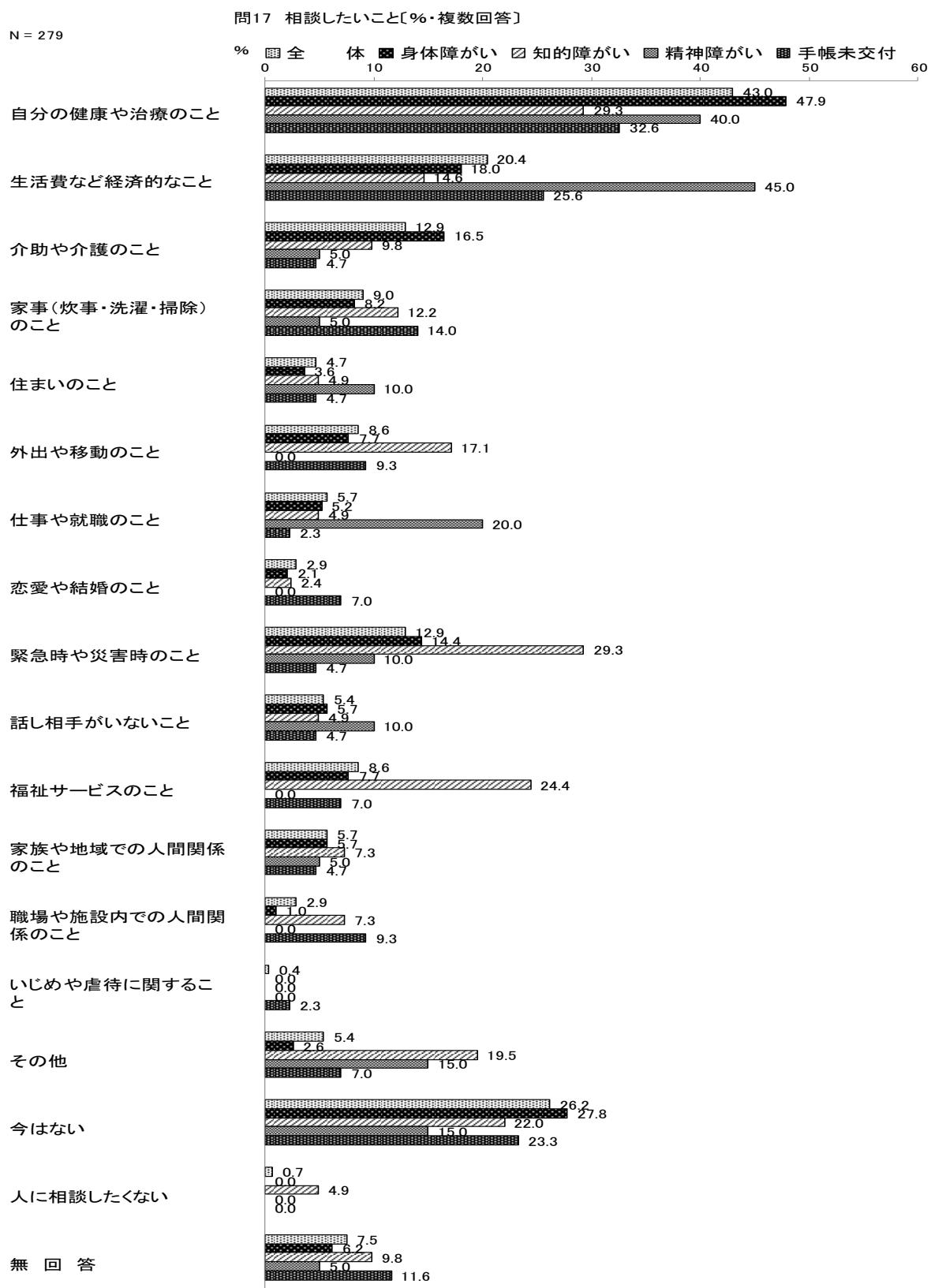
問18 相談する方[%・複数回答]



### (3) 悩みや必要な情報

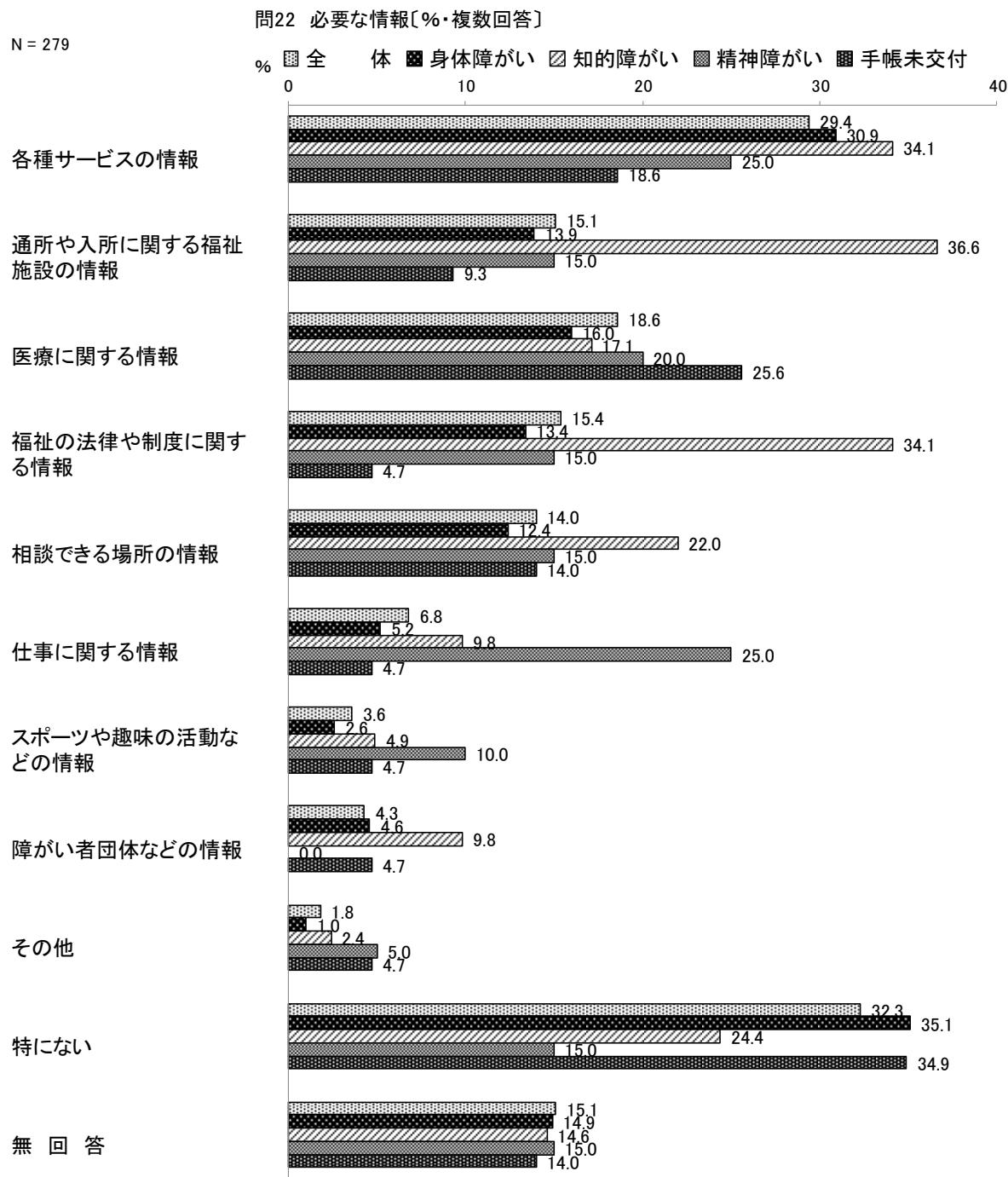
相談したいことについて、「自分の健康や治療のこと」が43.0%と多く、「今はない」が26.2%、「生活費など経済的なこと」が20.4%、「介助や介護のこと」と「緊急時や災害時のこと」がともに12.9%と続いています。

**【相談したいこと（障がい者）】**



必要な情報としては、「各種サービスの情報」が29.4%、「医療に関する情報」が18.6%、「福祉の法律や制度に関する情報」が15.4%、「通所や入所に関する福祉施設の情報」が15.1%、「相談できる場所の情報」が14.0%と続いています。

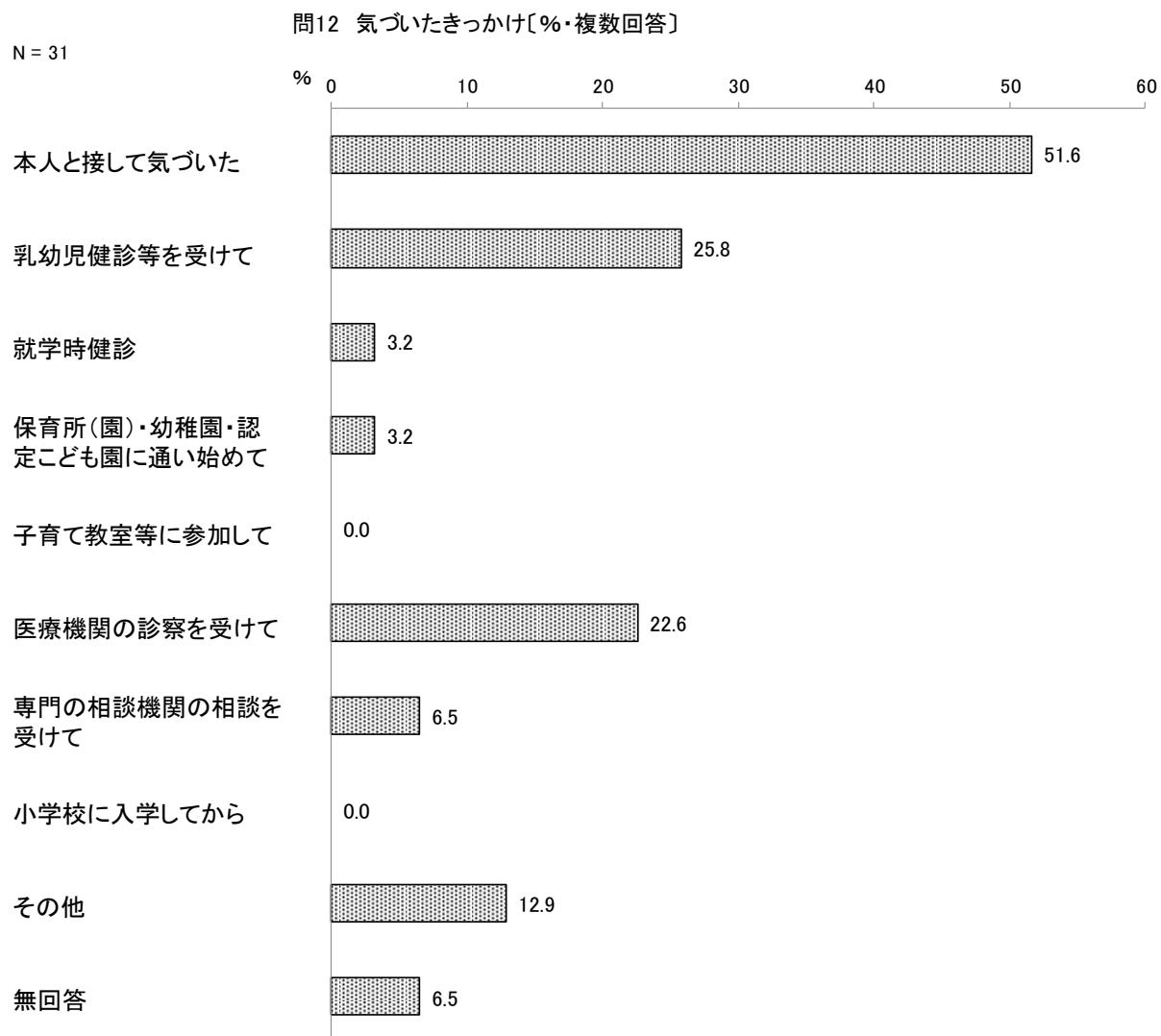
### 【必要な情報（障がい者）】



#### (4)発達の遅れに気づいたきっかけ

障がい児の症状の発見のきっかけとしては、「本人と接して気づいた」が51.6%と多く、「乳幼児健診等を受けて」が25.8%、「医療機関の診察を受けて」が22.6%と続いています。

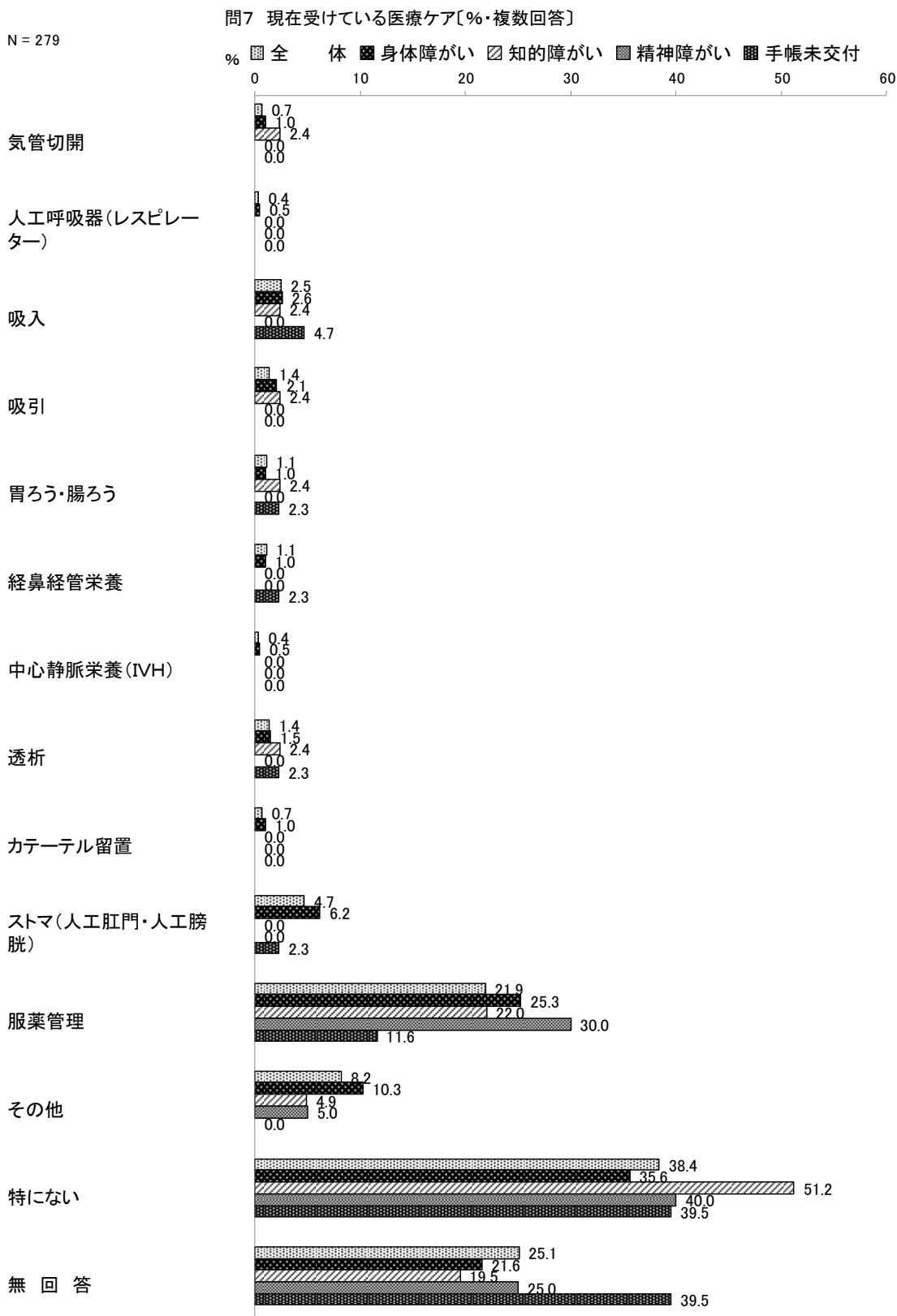
【発達の遅れに気づいたきっかけ（障がい児）】



## (5) 医療ケア、通院状況に関すること

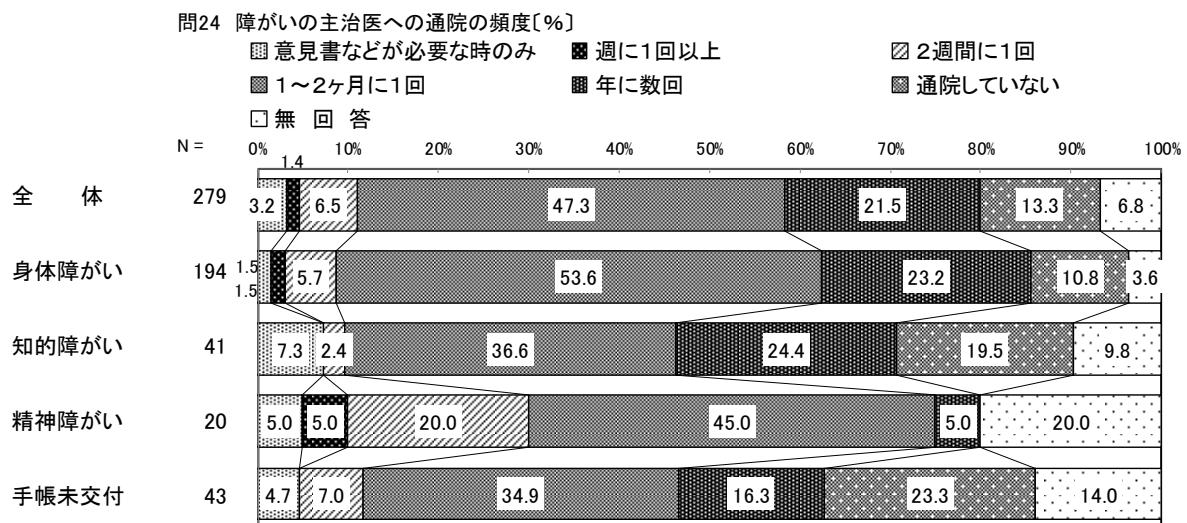
障がいのある人が受けている医療ケアについては「服薬管理」が高く21.9%となっています。特に、精神障がいで「服薬管理」の利用が高くなっています。

### 【受けている医療ケア（障がい者）】



通院状況は、全体では「1～2ヶ月に1回」が47.3%と多く、「年に数回」が21.5%、「通院していない」が13.3%と続いています。

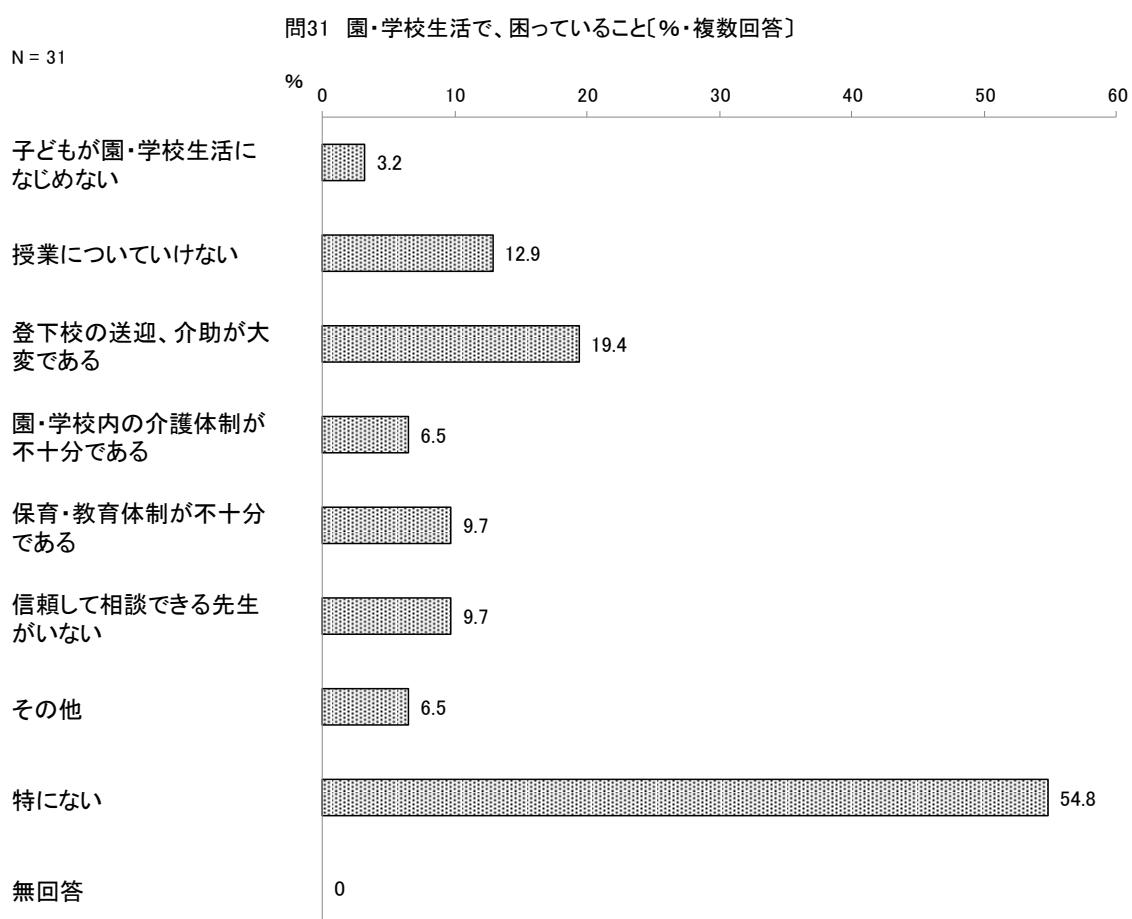
### 【通院状況（障がい者）】



### (6) 障がい児の就学等環境に関する課題と将来の進路

園・学校生活で、お子さんことで現在特に困っている（困った）こととしては、「特ない」が54.8%と多いものの、「登下校の送迎、介助が大変である」が19.4%、「授業についていけない」が12.9%と続いています。

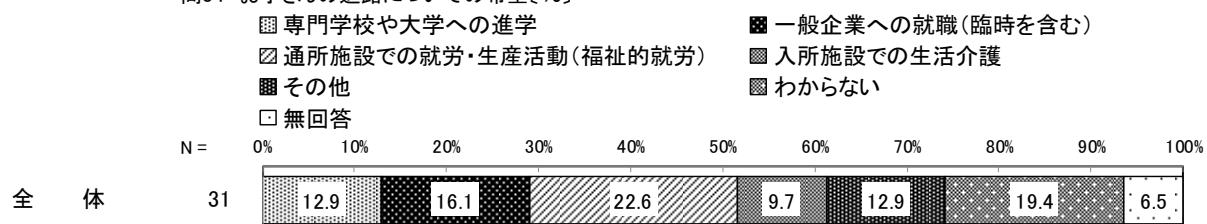
### 【学校・園生活を送る上での課題（障がい児）】



障がい児では、高等学校等を卒業した後または18歳を迎えた後の進路としては、「通所施設での就労・生産活動（福祉的就労）」が22.6%と多く、「わからない」が19.4%、「一般企業への就職（臨時を含む）」が16.1%、「専門学校や大学への進学」と「その他」がともに12.9%と続いている。

### 【将来の進路（障がい児）】

問34 お子さんの進路についての希望[%]

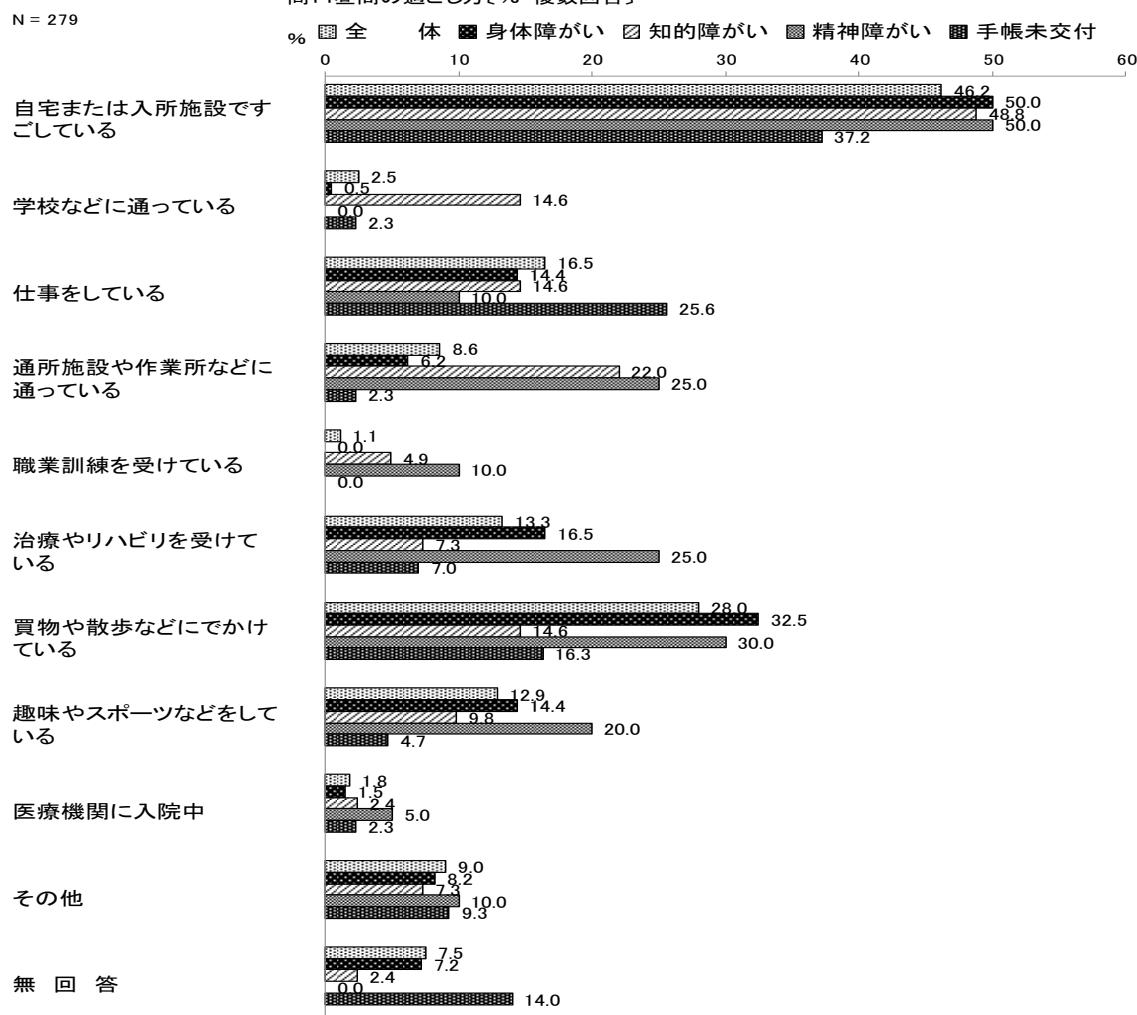


### (7) 障がい者の日中活動の現状

障がい者の日中の暮らし方としては、「自宅または入所施設で過ごしている」が46.2%と多く、「買物や散歩などにでかけている」が28.0%、「仕事をしている」が16.5%、「治療やリハビリを受けている」が13.3%、「趣味やスポーツなどをしている」が12.9%と続いている。

### 【平日の日中の過ごし方（障がい者）】

問14 平日の日中の過ごし方[%・複数回答]

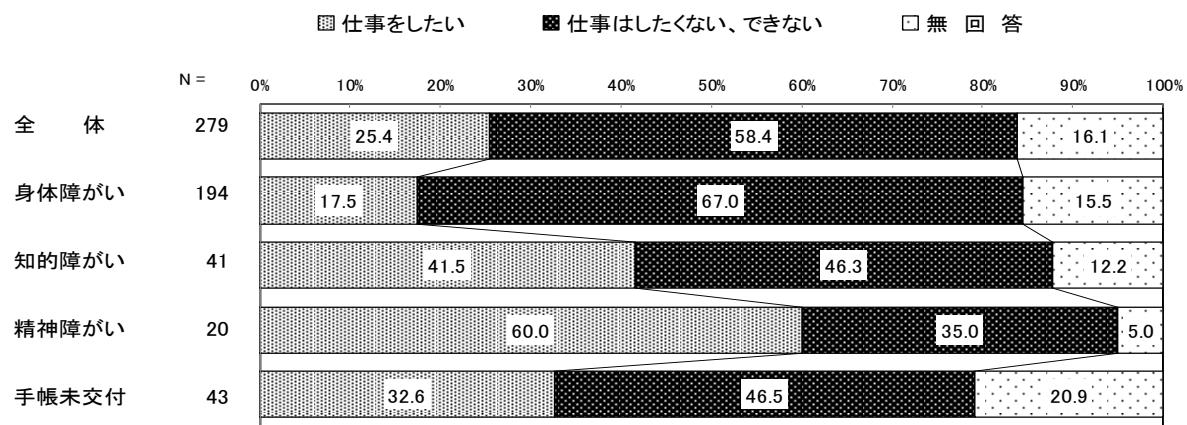


## (8)今後の就労意向と課題について

障がい者の今後の就労意向としては、「仕事はしたくない、できない」が58.4%と多く、「仕事をしたい」が25.4%となっています。

### 【就労（継続）希望（障がい者）】

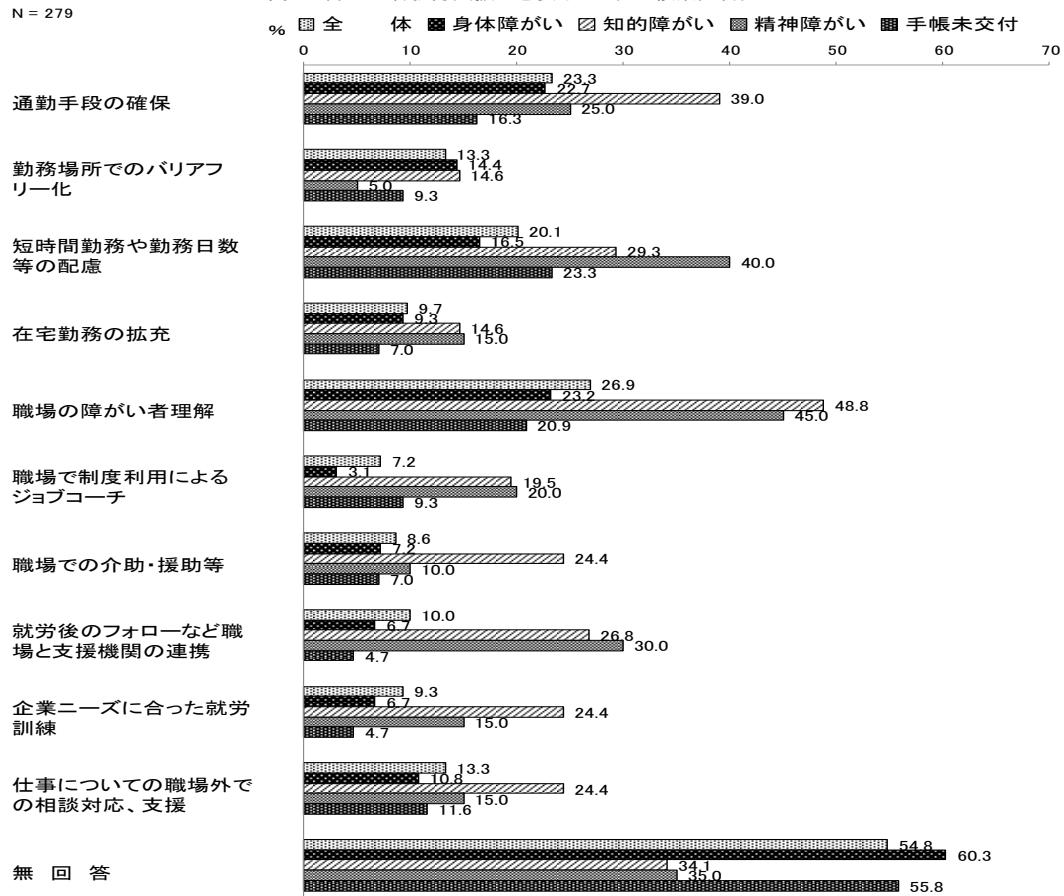
問33 今後の就労意向[%]



障がいのある人が働くための支援としては、「職場の障がい者理解」が26.9%と多く、「通勤手段の確保」が23.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が20.1%、「勤務場所でのバリアフリー化」と「仕事についての職場外での相談対応、支援」がともに13.3%と続いている。

### 【就労のために必要なこと（障がい者）】

問35 障がい者就労支援に必要なこと[%・複数回答]

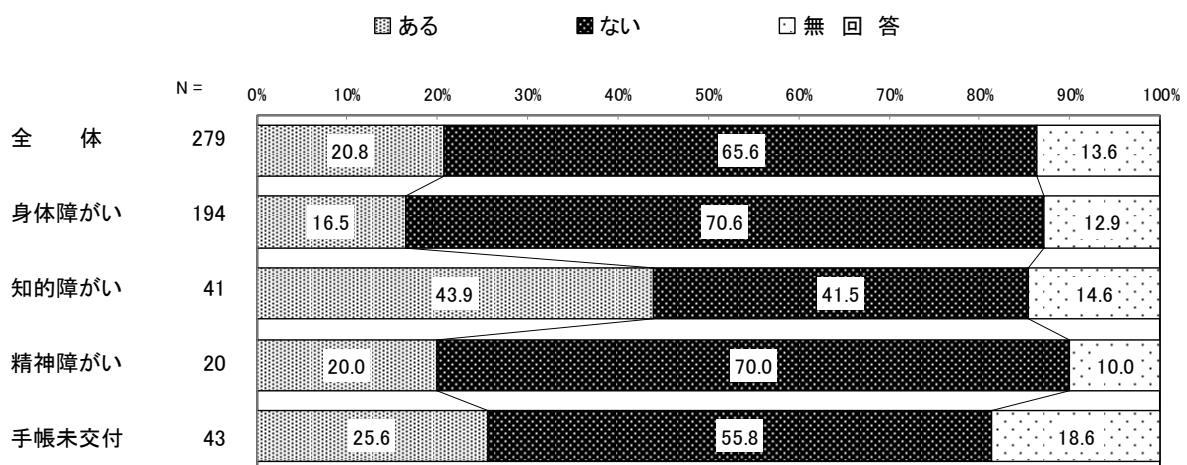


## (9)権利擁護に関するこ

障がいのある人が差別を受けた経験については、「ない」が65.6%と多く、「ある」は20.8%です。障がい別にみると知的障がいで「ある」が43.9%と多くなっています。

### 【差別やいやな思いをした経験（障がい者）】

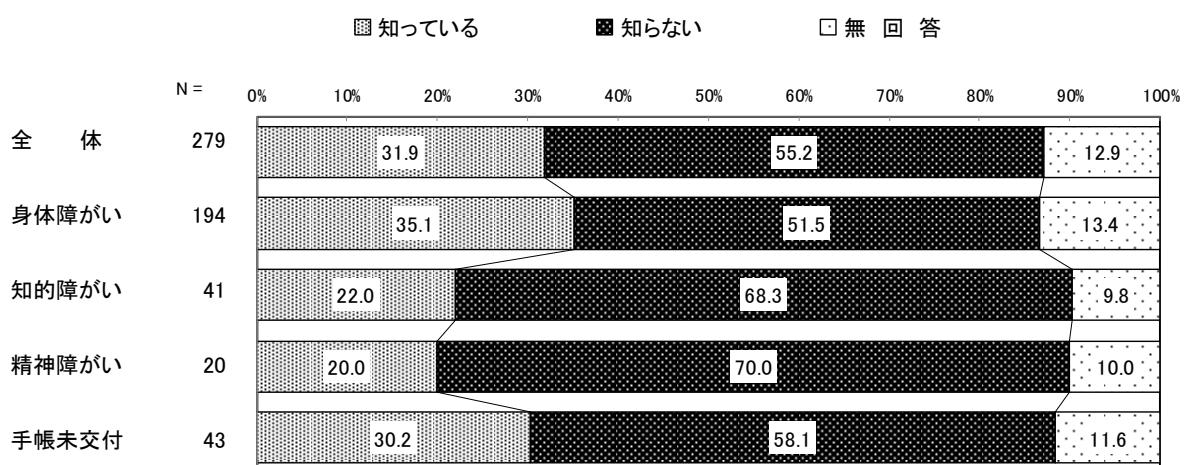
問39 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験[%]



成年後見制度の認知度は、「知らない」が55.2%と多く、「知っている」は31.9%となっています。

### 【差別やいやな思いをした経験（障がい者）】

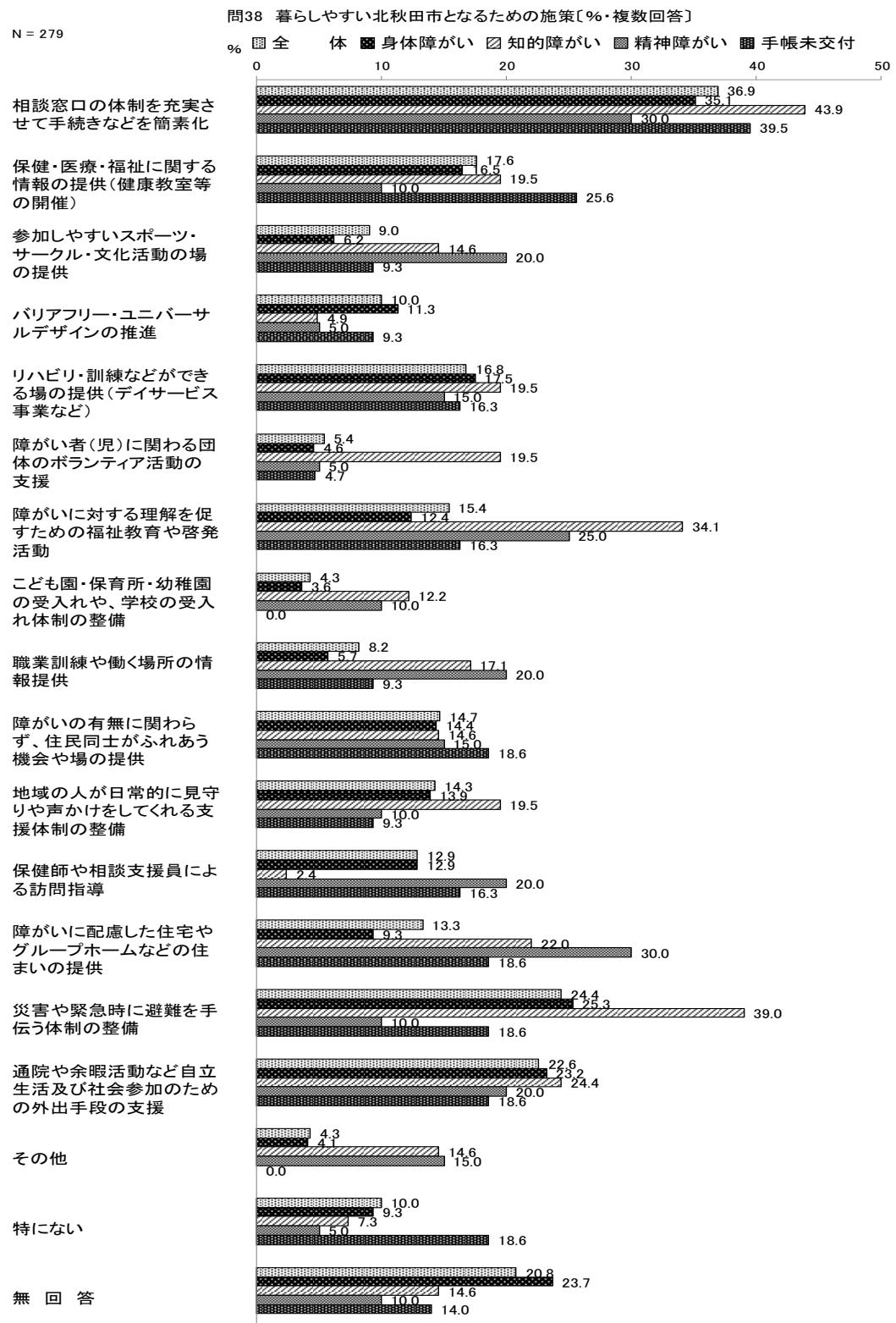
問43 成年後見制度の認知[%]



## (10) 障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと

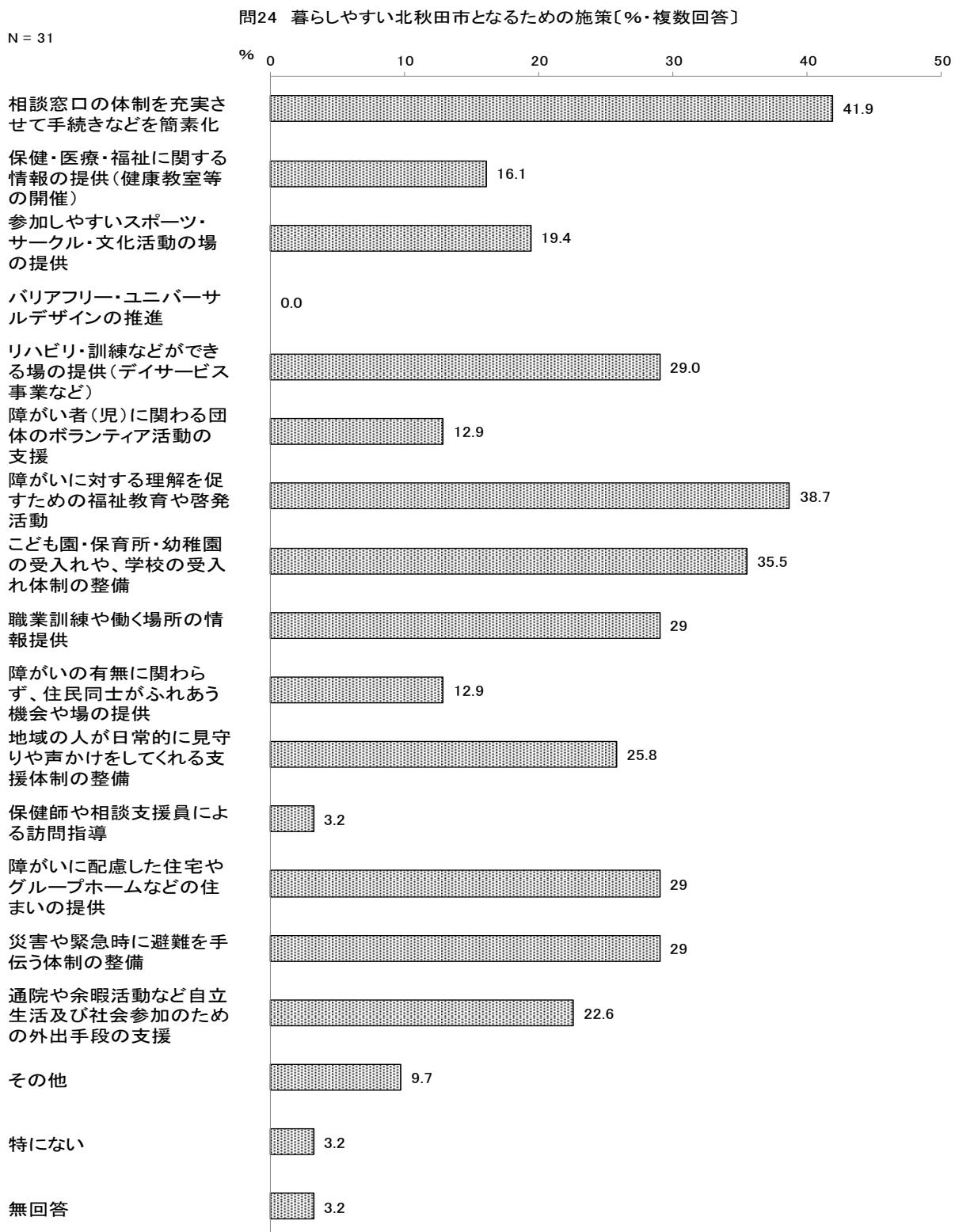
「相談窓口の体制を充実させて手続きなどを簡素化」が36.9%と多く、「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」が24.4%、「通院や余暇活動など自立生活及び社会参加のための外出手段の支援」が22.6%、「保健・医療・福祉に関する情報の提供（健康教室等の開催）」が17.6%と続いている。

### 【障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと（障がい者）】



障がい児においては、「相談窓口の体制を充実させて手続きなどを簡素化」が41.9%と多く、「障がいに対する理解を促すための福祉教育や啓発活動」が38.7%、「こども園・保育所・幼稚園の受入れや、学校の受入れ体制の整備」が35.5%、「職業訓練や働く場所の情報提供」、「障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいの提供」と「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」がいずれも29.0%と続いています。

#### 【障がいのある人にとっても暮らしやすいまちづくりに必要なこと（障がい児）】



# 第2部 第3次障がい者計画

## 第1章 計画の基本方針

### 1. 計画の基本理念

本計画の理念は、助けあいの地域づくりを引き続き育んでいくために、前期計画の基本理念を受け継ぎ、『地域の輪（和）のなかで 障がいのある人の自立を支える 北秋田市』とします。

障がいのある人もない人も共に北秋田市で暮らしていけるように、引き続き障がいのある人を支えあう施策・事業を総合的に推進します。

#### 基本理念

地域の輪（和）のなかで 障がいのある人の自立を支える 北秋田市

### 2. 基本的な視点

各分野にわたり障がい者施策を推進する上で、以下の視点に基づき推進します。

#### 視点1 障がいのある人の地域での自立を支援する

障がいの有無に関わらず、あらゆる人が自身の希望や意思によって自らの生活を自立的に営むことを基本とし、そのための合理的配慮のある地域づくりと地域共生社会の実現のための支援を基本とします。

#### 視点2 障がいの特性や成長段階に配慮する

一人ひとりの症状や困難は様々で多様になっており、障がいが捉える範囲は自閉症や引きこもりなども含めると広範にわたります。あわせて、障がいのある人の成長過程によって必要な支援や取り組みは異なり、成長過程により変化します。障がいのある人の一人ひとりの個性や取り巻く環境に応じて柔軟に適応することを基本とし、一人ひとりにあった切れ目のない支援を目指します。

#### 視点3 住み慣れた地域で暮らす

障がいの有無に関わらず、市民の一人ひとりが住み慣れた身近な地域で、地域の人と助けあい、支えあいながら、本人が希望する生活を営めるように、地域で生活することを基本とし、生活のために必要な支援や地域の理解が進むように施策を推進します。

### **3. 基本目標**

本計画を推進するにあたり、基本理念の『地域の輪（和）のなかで 障がいのある人の自立を支える 北秋田市』を実現するために、以下の4つの基本目標を前期計画から継承します。

#### **基本目標 1. 自立した暮らしのための支援**

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、相談支援体制の充実・強化を図り、必要なサービスを利用し、地域での自立した暮らしを支援します。

#### **基本目標 2. 育ちと健康の支援**

発育・成長で支援が必要な子どもそれぞれにあった相談・指導の体制を確立して健やかな成長を支援します。また、市民自らの健康管理や生活習慣の見直しにつながるように、市民の心身の健康づくり、障がいや疾病の予防に取り組みます。

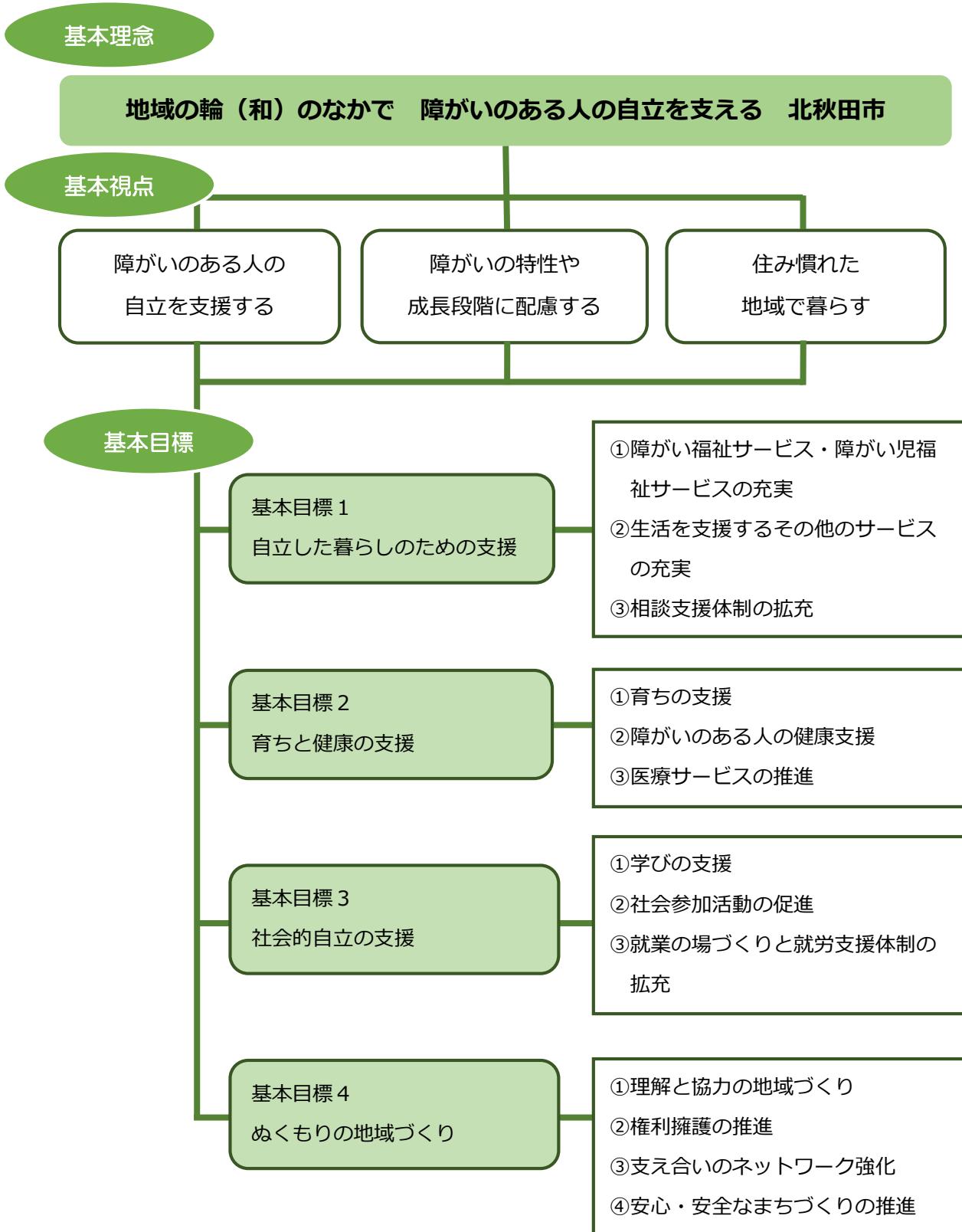
#### **基本目標 3. 社会的自立の支援**

障がいの有無に関わらず、子どもが共に学び育ち、自立する力を高められるように、子どもの個性・可能性を伸ばす学びを推進します。また、働く場、各種社会活動の場と機会づくりを進め、障がいのある人ない人が共に暮らし、障がいのある人の社会参加が広がるように推進します。

#### **基本目標 4. ぬくもりの地域づくり**

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、人権が守られ、相談や支え合い活動など支援体制の充実を図り、ぬくもりの感じられる、安心できる地域づくりを目指します。市全体が障がいについての理解を深め、物理的・意識的な障壁（バリア）を取り除くことに継続して取り組んでいきます。

## 4. 施策の体系



## 第2章 第3次障がい者計画の施策の展開

### 基本目標1. 自立した暮らしのための支援

#### ■現状・課題■

○人口構造の変化やライフスタイルの多様化等を背景に、障がいのある人とその家族が抱える課題は複合化・複数化しています。ひきこもりや重度の身体障害等による長期療養、その他様々な要因により地域や家族から孤立し、相談支援やサービスの利用につながっていない人に対する支援の在り方も課題のひとつです。

○障がいのある人が必要な支援やサービスを利用して自立的な生活を営めるように、障がいのある人とその家族の抱える課題を把握し、適切な機関につなげる必要があります。

○本市においては、市全体における高齢化率が40.0%を超えており、障がいのある人の高齢化も深刻化しています。同様に、障がいのある人を支える家族などの介助者の高齢化も進んでおり、障がいのある人の日常生活を取り巻く課題が、多様化・複雑化していくことが見込まれます。障がいのある人や介助者が高齢化している中で、家族外からの支援やサポートが今後は重要となってきます。

#### ■施策の方向・取り組み■

##### (1) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

障がいのある人の自立した生活を支えるために、障がいのある人の個々人の心身の状況や生活環境に応じて必要なサービスの効果的で迅速な提供を図るとともに、適切な利用を促進します。

###### ① 地域生活への定着にむけた総合的な支援体制の確立

障がいのある人の一人ひとりの心身の状況やライフステージに応じた支援やサービスを提供するために、障がい福祉計画に基づいて、総合的な支援体制やサービスの質的、量的な充実を推進します。また、「就労定着支援」や「自立生活援助」など障がいのある人の地域生活への移行支援を行うサービスの利用につなげます。

###### ② 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を踏まえながら、地域で主体的に取り組む事業について継続的に実施します。

## (2) 生活を支援するその他のサービスの充実

障がい福祉サービスのみでサポートできない課題に対して、利用者支援や介助者支援の観点から、高齢者福祉サービスと連携し、必要な支援やサービス提供を実施します。

### ① 関係課と連携した福祉サービスの提供

障がいのある人の課題は、障がいの程度のみに限らず、高齢化や一人暮らし、核家族など様々な生活課題を抱えています。障がい福祉サービスだけでは対処しきれない課題に対して、高齢者福祉サービス等と連携して必要となる支援やサービス提供を実施します。

## (3) 相談支援体制の拡充

自立した生活を支えるために、障がいのある人のニーズの的確な把握に努め、個々の障がい特性や年齢等に応じた、また、様々な種別の障がいに対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

### ① 相談支援体制の充実

高齢化や核家族化に伴い、障がいのある人の抱える生活課題は複雑化・多様化していることから、北秋田市基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談支援体制の充実を図り、多職種で課題を解決できるようにネットワークを強化します。

### ② 情報提供体制の充実

障がいのある人が、自身の障がいによって情報収集を妨げられないように市の広報など様々な方法を活用して、障がい福祉サービス等の情報提供を行う体制を整えます。

相談窓口での情報提供に加えて、ホームページや広報等を通じた視覚的な情報提供、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及、手話や資料の音声化等により意思疎通支援を図り、視聴覚障がいのある人等への情報提供に努めます。

今後も利用者の状況を把握しながら、円滑な提供手段の検討を行い、障がいのある人への情報発信の拡充を行います。

**【基本目標1 自立した暮らしのための支援 主要事業】**

施策の方向	事業名	今後の方向	担当課
障がい福祉サービス・ 障がい児福祉サービスの充実	日中活動系サービス	継続	福祉課
	居住系サービス	継続	
	訪問系サービス	継続	
	計画相談支援	継続	
	地域生活支援事業	継続	
	その他の取り組み	継続	
生活を支援するその他のサービスの充実	在宅酸素療法者電気料助成事業	継続	福祉課
	人工透析通院費助成事業	継続	
	障害者住宅整備資金貸付事業	継続	
	福祉の雪事業	継続	高齢福祉課
	高齢者施策と連携した生活支援サービス	継続	高齢福祉課 福祉課
	福祉機器の貸出し	継続	高齢福祉課
相談支援体制の拡充	相談指導・情報提供	継続	福祉課
	相談支援事業を中心とした支援体制の確立	継続	福祉課 関係課
	総合支援協議会	継続	

## 基本目標2. 育ちと健康の支援

### ■現状・課題■

○障がいや発達に心配のある児童が乳幼児期から学童期、成人期も安心して地域で心身ともに健康に暮らし続けるためには、個々の特性や成長を捉え、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援が必要であり、多職種連携による支援体制の整備を図り、包括的な支援体制の構築が重要となります。

○心の問題や精神面での悩みで社会生活への適応に課題を抱えている方に対して、適切な相談対応を行うとともに、地域移行に向けた専門的な支援を行うために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

○障がいのある人の医療ケアは、地域での生活を継続するためには不可欠です。地域には医療的なケアが必要な人がおり、今後、増加することも考えられます。医療ケアが必要な人の把握、相談支援体制を含め、個別ニーズの把握、医療との連携・共有を図る体制整備が必要となります。

### ■施策の方向・取り組み■

#### (1)育ちの支援

障がいや発達の遅れの早期発見と、適切な保育・療育によって、障がいの軽減や生活能力の向上に伴う社会参画の幅を広げるために、児童発達支援センターを中心に、市内の関係機関と連携した一貫的な支援体制を推進します。

##### ① 障がいの早期発見・早期療育の充実

障がいや発達の遅れの早期発見を行い、専門的な診断や相談、必要な支援・サービスを利用することで、障がいの軽減や生活能力の向上が期待できます。

乳幼児健診など子育て支援体制の充実と一体的に、発達障がいなどの早期発見や保護者の育児支援など今後も継続して行います。

##### ② 医療的ケア体制の充実

医療的ケアを必要とする障がいのある児童については、関係機関が連携を行い、通所・通学をはじめとする日常生活における現状及び課題の把握と対策の検討を行い解決につなげるなど支援体制の充実に努めます。

## (2) 障がいのある人の健康支援

障がいの原因となる疾病等のうち、予防・治療が可能なものについては、障がいの原因となりやすい生活習慣病の予防や健康づくりを推進し、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を進めます。

精神障がいのある人に対する保健福祉施策を充実させ、精神障がいのある人が地域で生活できるように相談支援体制を整備するとともに、居宅でのサービス提供が受けられるように包括的な支援体制の構築を推進します。

### ① 予防と健康支援

自らの健康状態を把握し、介護などが必要な状態を予防する視点から、市で実施している健診や健康相談、健康教育等の保健事業や健康づくり活動を更に推進します。

### ② 精神障がい者の早期治療の促進

本市では障がいのある人や総人口が減少している中で、精神障がいのある人は増加しています。精神面や心の問題で不安を抱えている人やその家族に対し、定期的な相談や教室の開催によって情報提供を行うとともに、関係機関と連携して早期発見のための意識啓発を行います。

### ③ 感染症対策の充実

市民や障がい福祉サービス事業所等に対し、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症の予防、感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築に努めます。

## (3) 医療サービスの推進

障がいのある人の地域生活や社会参画の促進において、障がいの機能回復やリハビリテーションによる軽減の推進は重要な役割を果たします。

障がいのある人に対する医療サービスの提供体制の充実を図り、高齢化等による障がいの更なる重度化・重複化の予防に向けた取り組みを推進します。

### ① 自立支援医療等の周知

障がいのある方がその障がいを除去または軽減するための医療制度である「自立支援医療費制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）」等の周知と利用促進に努めます。

## ② 医療体制の拡充

北秋田市民病院において実施している身体障がいのある人へのリハビリテーションなど、障がいのある人の地域生活への主体性、自立性、選択性をもたらすためには医療の支えが必要となります。

利用者の個々のニーズに合わせた医療サービスが実施されるように体制整備を進めます。

### 【基本目標2 育ちと健康支援 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向	担当課
育ちの支援	乳幼児健康診査・育児相談	継続	医療健康課
	乳幼児育成連絡会	継続	
	スキップ・クラブ（乳幼児育成指導事業）	継続	医療健康課 福祉課
	児童発達支援	継続	福祉課
	障がい児通所支援事業	継続	
	障がい児保育	継続	
障がいのある人の健康支援	精神保健福祉普及事業	継続	保健所
	難病医療相談事業	継続	
医療サービスの推進	自立支援医療の給付	継続	福祉課 県
	福祉医療費助成〔高齢身体障がい者・重度心身障がい（児）者〕	継続	市民課 福祉課
	救急告示病院 県北地域療育医療拠点機能	継続	医療健康課

## 基本目標3. 社会的自立の支援

### ■現状・課題■

- 就学にあたっては教育支援委員会が中心となって関係課が連携して対応する体制ができており、対象となる児童は増加傾向となっています。学校生活になってからは、学ぶ環境と放課後過ごす場所の必要性も高まっています。
- 障がい児の学校卒業後の生活については、『親亡き後』を見据えながら、障がいのある児童・生徒が自立して地域で生活をしていくための環境整備を進めていくことが喫緊の課題です。
- 障がい者雇用制度の機能強化や就労支援体制の強化等、障がい者雇用者数は着実に増加しているといえます。働く障がい者が増えていることで、働き続けるための支援と職場環境の向上も必要となっています。受け入れ環境の整備が必要になるとともに就労後の職場環境への定着に向けたサポートなど、就労全般に向けた支援体制が必要になります。

### ■施策の方向・取り組み■

#### (1)学びの支援

インクルーシブ教育の観点から、小学校・中学校における通常学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場の充実を図るとともに、ADHD や LD、自閉症スペクトラムなど発達障がいの状況や発達段階に応じた教育の実施に努めます。

※インクルーシブ教育…障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶ教育のこと

### ■主な取り組み■

#### ① 園生活・学校生活での支援

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、保育所、認定こども園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努めます。

また、学校等における円滑な学習活動の推進のため、支援員の配置の拡充に努めます。

#### ② 職業教育・進路相談の充実

比内支援学校たかのす校卒業後の地域での生活と自立した暮らしにつながるように、地域移行支援ネットワーク会議を活用して、機能的な取り組みができるように、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化します。

## (2)社会参加活動の促進

障がいの有無に関わらず、生涯学習やスポーツなどを通じた余暇の充実は、社会参加のきっかけや生きがいづくりとして、日々の生活に必要不可欠なものです。

特に障がいのある人にとっては、義務教育期間を過ぎた後の日中の過ごし方は重要なため、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への障がいのある人の参加を促進します。

### ① 障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興

障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、活動施設のバリアフリー化等の設備の改善や外出手段の確保、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力等により、障がい者が気軽に地域活動に参加できるように支援します。

### ② 障がい者団体の活動支援

北秋田市身体障害者協会、北秋田市手をつなぐ育成会、鷹巣阿仁地域精神障害者家族会、ボランティア団体などの障がい者関係団体の自主的な活動を支援し、市からも情報発信を行い意見交換の場となるように努めます。

## (3)就業の場づくりと就労支援体制の拡充

障がいのある人を受け入れる事業所や障がいのある人が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進します。

また、就業から職場の定着に向けて、一貫した就労サポートを行い、障がいのある人が職場環境に定着できるような環境づくりの支援を行います。

### ① 就業の機会の拡充と雇用の促進

障がい者の特性に応じた多様な就業の場や、就労の形態を選択できるよう、職場体験の場の創出や就業の機会の拡充、就職説明会の開催など、雇用の促進のための取り組みを関係機関と連携して進めます。

また、毎年9月の障害者雇用支援月間などの、障がい者雇用に関する各種制度の周知や、趣旨の普及に向けての広報・啓発活動を、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して行います。

### ② 障がい者に対する理解の推進

障がい者の就労にあたり、事業者側の障がい者に対する理解を進めるために、学習会などを開催し、障がい者雇用の促進について支援します。

### ③ 利用しやすい公共交通機関についての検討

障がいのある人々は、就業や余暇のため、バスや鉄道などの公共交通機関を利用しています。そのため、より利用しやすい公共交通機関のあり方について検討していきます。

#### 【基本目標3 社会的自立の支援 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向	担当課
学びの支援	教育支援委員会	継続	学校教育課 福祉課 医療健康課 保育所等
	児童生徒学校生活サポート事業	継続	学校教育課
社会参加活動の促進	生涯学習活動・地域活動・障がい者団体活動等への参加促進	継続	福祉課 生涯学習課 市社協
就労の場づくりと就労支援体制の拡充	移行支援ネットワーク会議	継続	県 福祉課
	放課後児童健全育成事業	継続	福祉課 生涯学習課
	庁内の障がい者雇用	継続	総務課 教育委員会
	障がい者雇用に関する啓発と、就労体験機会の充実	継続	福祉課

## 基本目標4. ぬくもりの地域づくり

### ■現状・課題■

- 障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がい者への虐待の防止など、障がい者の権利擁護のための取り組みを推進する必要があります。地域の人々や、学校、職場など、あらゆる生活の場において、障がいに対する理解の促進を図り、障がいのある人が安心して地域の中で生活できる環境づくりを進めていくことが重要です。
- 誰もが暮らしやすい生活環境の整備を推進するために、市内の公共的施設を中心にバリアフリー化を進め、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進する必要があります。
- 地域共生社会は障がいのある人の権利が守られ、意思が尊重されることを基本に地域で自立して生活できることを目指しており、そのためには権利擁護に関する支援が必要不可欠です。
- 災害時や緊急時における適切な情報伝達や安否確認などの支援体制の構築を図るとともに、日頃の見守り活動を通じた地域における関係機関の連携体制が必要となります。

### ■施策の方向・取り組み■

#### (1) 理解と協力の地域づくり

障がいに対する理解を深めるために、地域や学校、職場などにおける普及・啓発をより一層推進します。

障がいが多様化し、外見からはわかりにくいケースも多いことから、より一層の理解が必要な場合が増えており、障がいについて正しい理解の普及に努めます。

##### ① 障がい者福祉に対する市民の理解促進

障害者基本法に定める毎年12月の「障害者週間」等を活用して、市の広報や保健福祉事業において障がい者福祉に対する市民の理解促進を図ります。

また、市社会福祉協議会や障がい者団体等の活動を支援しながら、相互に連携して理解促進に努めます。

## ② 福祉教育の充実

学校における全ての教育活動を通して、福祉の心を育みながら福祉についての理解を深めるとともに、ボランティア活動などの実践的な活動を体験することにより、すべての人が差別を受けたり排除されることなくかけがえのない存在として尊重され、ともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができる『共に生きる力』を社会で育むことを目指します。

## ③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

配慮や支援が必要な人たちのために、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」への理解と協力を進め、普及に努めます。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



## (2) 権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」に基づく虐待防止と擁護者への支援や、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度の適切な利用を通じて、障がいのある人が安心して暮らせる生活環境支援を推進します。

また、障がいのある人への差別の解消に努め、障がいのある人が、生活のあらゆる場面において不当な不利益を被らないように、関係機関、主体に対して啓発を行います。

### ① 成年後見制度の利用支援

知的障がいや精神障がいにより、常に判断能力を欠いている状態にある方は、成年後見制度に関する相談や制度を利用する必要があることから、後見開始の審判の申し立てを行う親類がない場合の利用支援を行ないます。

### ② 行政機関における合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」の考え方に基づき、市民が利用する窓口等における各種の配慮や取り組みを進めます。

### (3) 支え合いのネットワーク強化

障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、市民、学校、事業所等におけるボランティア活動に対する理解を深め、活動を支援し、障がいのある人の生活支援に対する理解と協力の推進を図ります。

#### ① 地域が主体となって支えあう活動の推進

多くの市民がボランティア活動や地域活動に参加し、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携することにより地域主体の活動が意欲的に行われます。

地域の活力と、行政による福祉サービスが連携し相互に補完しあうことで、障がいのある人の生活の質を高めていきます。

地域が主体となる活動を支援していくとともに、市民と行政の連携を更に強化し、協働で取り組む体制整備を図ります。

### (4) 安心・安全なまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの理念に基づき、あらゆる人が生活しやすいまちを目指し、住宅や建築物、公共施設などの生活環境における障壁の撤廃に努めます。

「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導体制の整備や福祉避難所の確保、など、自助・共助・互助による避難行動要支援者対策の拡充に努めます。

#### ① 安全性や快適性の高いまちづくりの推進

秋田県バリアフリー条例に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、誰もが利用しやすい安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。

日常的に利用機会の多い公共的施設については設備改善の必要性・緊急性を踏まえて優先的なバリアフリー化を検討します。

#### ② 災害や緊急時における安全体制の確保

北秋田市地域防災計画に基づき、災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、行政機関等の緊急連絡先、災害時の留意事項の周知を図ります。

災害時に援護が必要な障がいのある人を把握し、個々の支援体制を確保するとともに、障がいのある人への地域での防災訓練への参加を促すことで、災害等の緊急時の安全の確保に取り組んでいきます。

## 【基本目標4 ぬくもりの地域づくり 主要事業】

施策の方向	事業名	今後の方向	担当課
理解と協力の地域づくり	障がいに関する理解を深めるための啓発	継続	福祉課 教育委員会 市社協 社会福祉法人等
	地域福祉トータルケア推進事業	継続	市社協
	ボランティアによる支えあい活動	継続	福祉課 市社協
権利擁護の推進	成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業	継続	福祉課 市社協
	虐待防止対策	北秋田市基幹相談支援センターと連携しながら、継続して虐待防止相談及び啓発活動を実施します。	福祉課 地域包括支援センター
支え合いのネットワーク強化	相談支援	北秋田市基幹相談支援センターを中心とし、各相談支援事業所と連携しながら相談支援を推進します。	福祉課 社会福祉法人等
安心・安全なまちづくりの推進	公共施設のバリアフリー化	継続	福祉課 建設課 都市計画課
	防災対策の充実	要支援者への支援体制構築のため、各関係機関へ提供した避難行動要支援者名簿を活用していくと共に、今後、要支援者の個別計画を策定していきます。	総務課 福祉課

# 第3部 第6期障がい福祉計画

## 第2期障がい児福祉計画

### 第1章 第6期障がい福祉計画

#### 1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたって

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即することとされ、令和2年5月に告示されました。主な見直しのポイントは以下のとおりです。

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②福祉施設から一般就労への移行等
- ③「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ④精神障害にも対応した地域包括ケア
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
- ⑧障害者の社会参加を支える取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩福祉人材の確保 など

国の基本的な指針では、障がいのある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障がい福祉計画において、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

## 2. 成果指標の設定

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
① 施設入所者の地域生活への移行	◆令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
② 施設入所者の削減	◆令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【第5期計画実績及び第6期計画目標値】

項目	第5期計画			第6期計画	
	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和元年度)	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
施設入所者数	146人	143人	123人	123人	121人
①移行者数	—	14人	10人	—	7人
②削減数	—	3人	23人	—	2人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

国の基本指針	
① 協議体の設置	◆令和5年度年までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議体を設置
②	

【第5期計画実績及び第6期計画目標値】

項目	第5期計画		第6期計画
	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
①協議体	設置	未設置	設置

### 【第6期計画目標値】

項目	第6期計画 目標値（令和5年度）
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	11人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回
④精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数	地域移行支援 1人
	地域定着支援 31人
	共同生活援助 14人
	自立生活援助 1人

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制の整備等を図るため、令和5年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備する目標値を定めます。

国の基本指針	
① 拠点等の整備	◆令和5年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

### 【第5期計画実績及び第6期計画目標値】

項目	第5期計画		第6期計画
	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
①整備箇所数	1箇所以上	0箇所	1箇所以上
②運用状況の検証及び検討	—	無	年1回

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労へ移行する者の人数等について目標値を定めます。

### 国の基本指針

- ◆就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて以下についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
  - 就労移行支援事業：1.30倍以上
  - 就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上
  - 就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上
- ◆令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ◆令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

### 【第5期計画実績】

項目	第5期計画	
	目標値（令和2年度）	実績値（令和元年度）
①就労移行者数	5人	0人
②利用者数	2人	0人
③事業所数	50%以上	0人
④職場定着率	80%以上	0.0%

### 【第6期計画目標値】

項目	第6期計画	
	目標値（令和5年度）	
①福祉施設利用者のうちの一般就労移行者数		
うち就労移行支援利用者	2人	
うち就労継続支援A型利用者	2人	
うち就労継続支援B型利用者	1人	
うち生活介護利用者	1人	
うち自立訓練利用者	1人	
合計	7人	
②①の一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	5人	
割合	7割	
③就労定着支援事業所数	〇事業所	
うち就労定着率8割未満	〇事業所	
うち就労定着率8割以上	〇事業所	
割合	—	

## (5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

国の基本指針	
◆令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	

### 【第6期計画目標値】

項目	第6期計画
	目標値（令和5年度）
①基幹相談支援センターの設置（令和2年に設置済）	設置済
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件
③地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回

## (6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

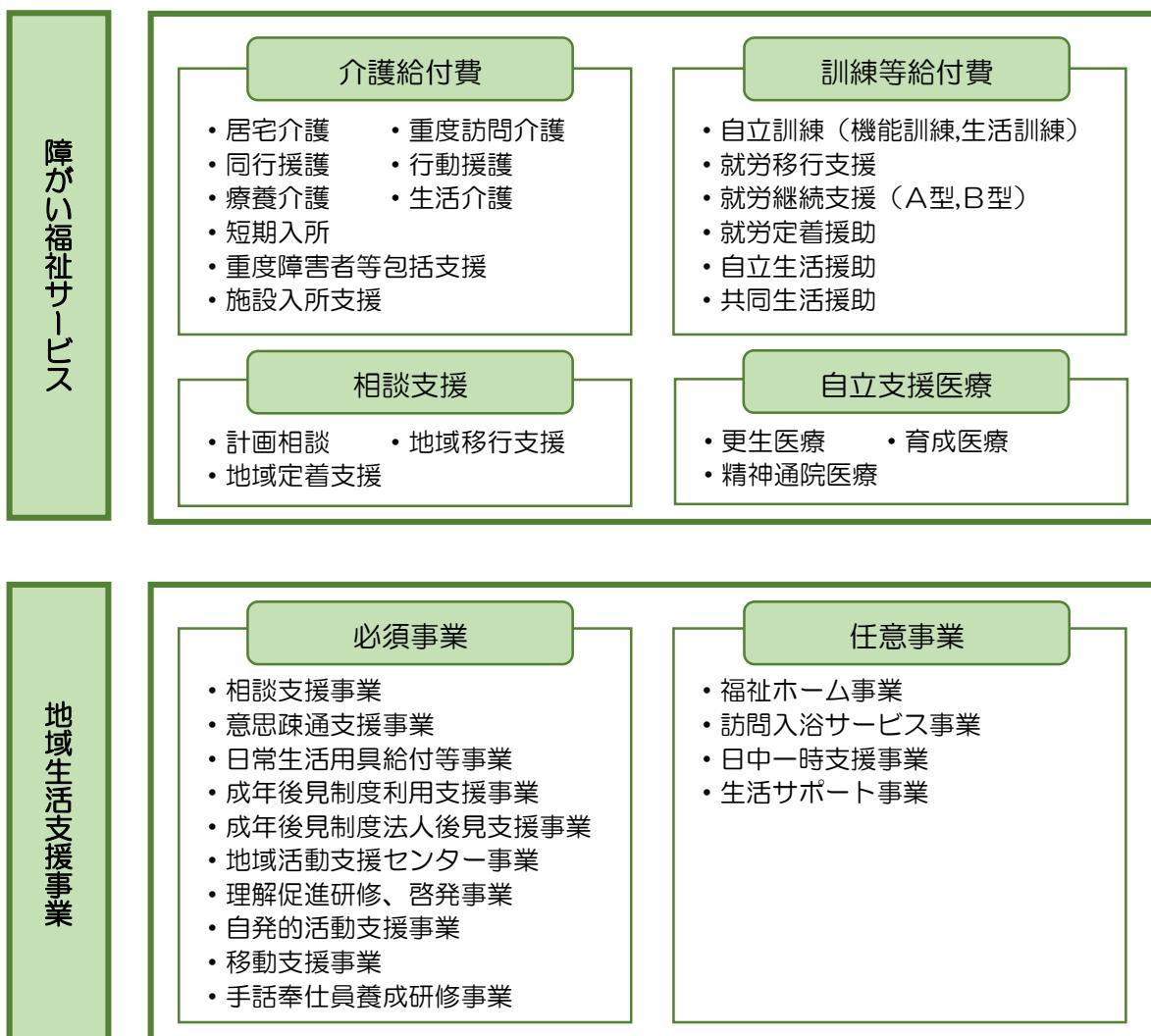
国の基本指針	
◆令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。	

### 【 第6期計画目標値 】

項目	第6期計画
	目標値（令和5年度）
①都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	1人
②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	1回

### 3. 障がい福祉サービス等の実績と見込量

障がい福祉計画では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項等を設定します。



## (1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスとは、個々の障がいのある方々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスです。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

### ① 訪問系サービス

【事業内容】

事業名	事業内容
居宅介護（ホームヘルプサービス）	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を受けるサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をするサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助等をするサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のなかでも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

#### ■ 基本的な考え方 ■

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の地域生活を支える上で必要不可欠なサービスです。

施設などからの地域生活への移行により、サービスを必要とする障がいのある人が増加することが見込まれます。

障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス（合計）			
利用者数（人）	37	37	37
利用量（時間／月）	484	484	484

## ② 日中活動系サービス

### 【事業内容】

事業名	事業内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の世話、創作的活動などの機会を提供します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護やお世話をします。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

### ■ 基本的な考え方 ■

施設入所者や入院から地域生活への移行の促進に伴い、サービス利用者が増加することを考慮する必要があります。

また、自立した生活に向け、就労支援に係る事業の充実により一般就労への移行を支えていくことが課題となります。

**【利用量の見込み】**

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>生活介護</b>			
利用者数(人)	165	170	175
利用量(人日)	3,630	3,740	3,850
<b>療養介護</b>			
利用者数(人)	6	6	6
<b>自立訓練(機能訓練)</b>			
利用者数(人)	2	2	2
利用量(人日)	40	40	40
<b>自立訓練(生活訓練)</b>			
利用者数(人)	33	33	33
利用量(人日)	495	495	495
<b>就労移行支援</b>			
利用者数(人)	2	2	2
利用量(人日)	46	46	46
<b>就労継続支援(A型)</b>			
利用者数(人)	2	2	2
利用量(人日)	46	46	46
<b>就労継続支援(B型)</b>			
利用者数(人)	90	90	90
利用量(人日)	1350	1350	1350
<b>就労定着支援</b>			
利用者数(人)	2	2	2
<b>短期入所(福祉型)</b>			
利用者数(人)	11	11	11
利用量(人日)	88	88	88
<b>短期入所(医療型)</b>			
利用者数(人)	1	1	1
利用量(人日)	1	1	1

### ③ 居住系サービス

#### 【事業内容】

事業名	事業内容
共同生活援助（グループホーム）	地域生活を営む人に共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に入浴、排泄、食事の世話などの支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者で一人暮らしを希望する人を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

#### ■ 基本的な考え方 ■

施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、家族介護者の高齢化等により、共同生活援助（グループホーム）の確保が課題となります。また、施設入所支援にあたっては、障がいの状況やその家族のニーズに応じ、適切なサービスの提供が必要になります。

#### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）			
利用者数（人）	50	50	50
施設入所支援			
利用者数（人）	125	125	125
自立生活援助			
利用者数（人）	2	2	2

#### ④ 相談支援系サービス

##### 【事業内容】

事業名	事業内容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行います。

##### ■ 基本的な考え方 ■

地域生活への移行促進とともにニーズを適切に把握し、必要な障がい福祉サービス等が確保されるよう、サービス利用計画の作成による支援を行います。

国によるサービス利用計画作成対象者の拡大や関係機関のネットワーク、地域定着支援の推進により、施設入所や入院から地域生活へ移行を見込むものとします。

##### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援			
利用者数（人）	300	300	300
地域移行支援			
利用者数（人）	1	1	1
地域定着支援			
利用者数（人）	57	60	63

## (2) 地域生活支援事業

### ① 相談支援事業

#### 【事業内容】

事業名	事業内容
相談支援事業	障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行います。
総合支援協議会	相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉サービスに関する仕組みづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員をセンターに配置することや、地域における相談支援事業者等に対する助言、人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由によって入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等を行うことで、障がいのある人が一般住宅に入居できるよう、地域生活を支援しています。
成年後見制度利用支援事業	判断能力を欠いている障がい者が成年後見制度を利用する場合で、申し立てを行う家族等がない場合に、市長が代わりに申し立てを行い、障がい者の地域生活を支援します。

#### ■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制の充実と、関係機関との連携を適切に行うことが必要です。基幹相談支援センターを中心に、支援体制の構築を図ります。

#### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業			
設置数（ヶ所）	1	1	1
総合支援協議会			
設置数（ヶ所）	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業			
設置数（ヶ所）	1	1	1
住宅入居等支援事業			
相談件数（件）	1	1	1
成年後見制度利用支援事業			
相談件数（件）	1	1	1

## ② 意思疎通支援事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。
要約筆記者等派遣事業	

#### ■ 基本的な考え方 ■

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、意思疎通支援事業の内容を周知するとともに、利用者のニーズを把握し、サービスの利用を促進します。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣事業			
利用者数（人）	3	3	3
要約筆記者等派遣事業			
利用者数（人）	1	1	1

## ③ 日常生活用具給付等事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に自立生活支援用具、ストマなどの排泄管理支援用具等を給付または貸与するサービスです。 (介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費)

#### ■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人が、身体能力を最大限発揮し、自立社会や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠です。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な日常生活用具給付を行います。

**【利用量の見込み】**

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具			
給付件数（件）	2	2	2
自立生活支援用具			
給付件数（件）	2	2	2
在宅療養等支援用具			
給付件数（件）	17	17	17
情報・意思疎通支援用具			
給付件数（件）	3	3	3
排泄管理支援用具			
給付件数（件）	1,208	1,216	1,224
住宅改修費			
給付件数（件）	1	1	1

④ 移動支援事業

**【事業内容】**

事 業 名	事 業 内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などの外出を支援するサービスです。（個別支援型、車両移送型）

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進する上で、移動支援事業のニーズは高く、事業の充実が求められています。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な事業の実施が必要となります。

**【利用量の見込み】**

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業（個別支援型）			
利用者数（人）	8	8	8
利用量（回）	676	762	860
移動支援事業（車両移送型）			
利用者数（人）	28	28	28
利用量（回）	1,946	2,236	2,526

## ⑤ 地域活動支援センター事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは市内1ヶ所で運営されており、基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動の機会の提供を実施しています。

#### ■ 基本的な考え方 ■

北秋田市においては、「障害者生活支援センターささえ」にて、地域活動支援センターの基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など、障がい者の地域生活を促進するための事業が実施されています。

今後もニーズは高まるものと思われることから、それらに対応すべく、各地区での事業展開の可能性や活動場所の確保等について検討します。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業			
利用者数(人)	160	160	160
事業所数(ヶ所)	1	1	1

## ⑥ 理解促進研修・啓発事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすために、地域住民に対して障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

#### ■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすために、地域住民と相互理解を深める交流・啓発事業を実施、支援していきます。

また、地域生活支援事業は、市・県が実施主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のため、本計画を推進していくなかで生じる新たなニーズや課題に即応した事業を隨時検討していきます。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修啓発事業			
実施の有無	継続して実施		

## ⑦ 自発的活動支援事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に活動に取り組めるように活動を支援します。

#### ■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の地域における自立した日常生活や社会生活を営むためには、地域住民が主体となって相互に支えあう共存社会の実現が必要不可欠です。引き続き、地域における自発的な活動に対する支援を継続していきます。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業			
実施の有無		継続して実施	

## ⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

#### ■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の地域生活への移行や職場への定着を図る上で、後見制度の需要は高まることが予想されます。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業			
実施の有無		継続して実施	

## ⑨ 手話奉仕員養成研修事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚等に障がいのある人のコミュニケーションの支援者となる手話奉仕員の養成研修を行います。

#### ■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人の公的な場における情報のアクセシビリティを確保するため、引き続き手話奉仕員の養成に努めます。

**【利用量の見込み】**

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業			
講習会修了者数(人)	10	10	10

⑩ 任意事業

**【事業内容】**

事業名	事業内容
福祉ホーム事業	住居を必要とする障がいのある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供し、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、訪問による居宅での入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	介助者の一時的な休息のために、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。
生活サポート事業	一時的に支援が必要な障がい者等の生活支援、家事援助を行います。

■ 基本的な考え方 ■

障がいのある人やその家族の生活支援を拡充するために、事業についての周知とサービスの更なる充実が必要になります。

北秋田市の地域特性を把握し、状況に応じた事業の拡充を検討していきます。

**【利用量の見込み】**

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業			
箇所数(箇所)(※市外施設)	1	1	1
訪問入浴サービス事業			
利用者数(人)	2	2	2
日中一時支援事業			
利用者数(人)	31	31	31
生活サポート事業			
利用者数(人)	2	2	2

## 第2章 第2期障がい児福祉計画

### 1. 成果指標の設定

#### (1) 障がい児支援の提供体制の整備など

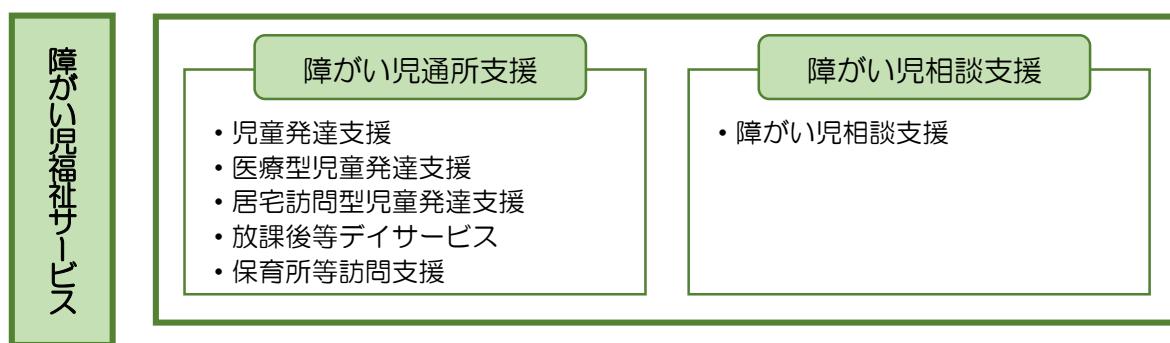
保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関や事業者とも連携を図り、障がい児およびその家族に対する、乳幼児期から卒業に至るまでの一貫した包括的な支援を、住み慣れた地域において提供できる体制を整備するために、令和5年度末における目標値を定めます。

国の基本指針			
<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域設置可）</li><li>・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。</li><li>・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上（圏域設置可）</li><li>・令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li></ul>			

【第1期計画実績及び第2期計画目標値】

項目	第1期計画		第2期計画
	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
①児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	1箇所
②保育所等訪問支援事業所の設置	1箇所	1箇所	1箇所
③児童発達支援事業所の設置	1箇所	1箇所	1箇所
④放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	1箇所	1箇所
⑤関係機関の協議体の設置	未設置	未設置	設置
⑥医療的ケア児コーディネーターの配置人数	—	4人	5人

## 2. 障がい児支援サービスの実績と見込量



### (1) 障がい児通所支援・相談支援

#### ① 障がい児通所支援事業

##### 【事業内容】

事 業 名	事 業 内 容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

## ■ 基本的な考え方 ■

障がい児が必要な支援を受けることができるよう療育の場の充実に努めるとともに、医療的ケアが必要な児童が利用できるサービスについて、事業者への働きかけなど提供体制の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援の提供については、既存の児童発達支援事業所等へ必要な情報提供に努めます。

基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所、サービス事業所間の連携を強化することで安心して暮らせる環境を目指します。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援			
利用者数(人)	20	20	20
利用量(人日)	40	40	40
医療型児童発達支援			
利用者数(人)	1	1	1
利用量(人日)	2	2	2
放課後等デイサービス			
利用者数(人)	24	24	24
利用量(人日)	144	144	144
保育所等訪問支援			
利用者数(人)	15	15	15
利用量(人日)	8	8	8
居宅訪問型児童発達支援			
利用者数(人)	1	1	1
利用量(人日)	4	4	4

## ② 障がい児相談支援事業

### 【事業内容】

事業名	事業内容
障がい児相談支援事業	障がい児通所支援を申請した障がい児について、障がい児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

## ■ 基本的な考え方 ■

障がい児通所支援や障がい福祉サービスを適切に利用できるように、相談支援事業所間の連携及び相談支援員の人員の確保と質の向上に努めます。

### 【利用量の見込み】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援事業			
利用者数(人)	37	37	37
利用量(人日)	15	15	15

## (2) 医療的ケア児調整コーディネーターの配置

### 【事業内容】

事 業 名	事 業 内 容
医療的ケア児調整コーディネーターの配置	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育その他の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活を支援します。

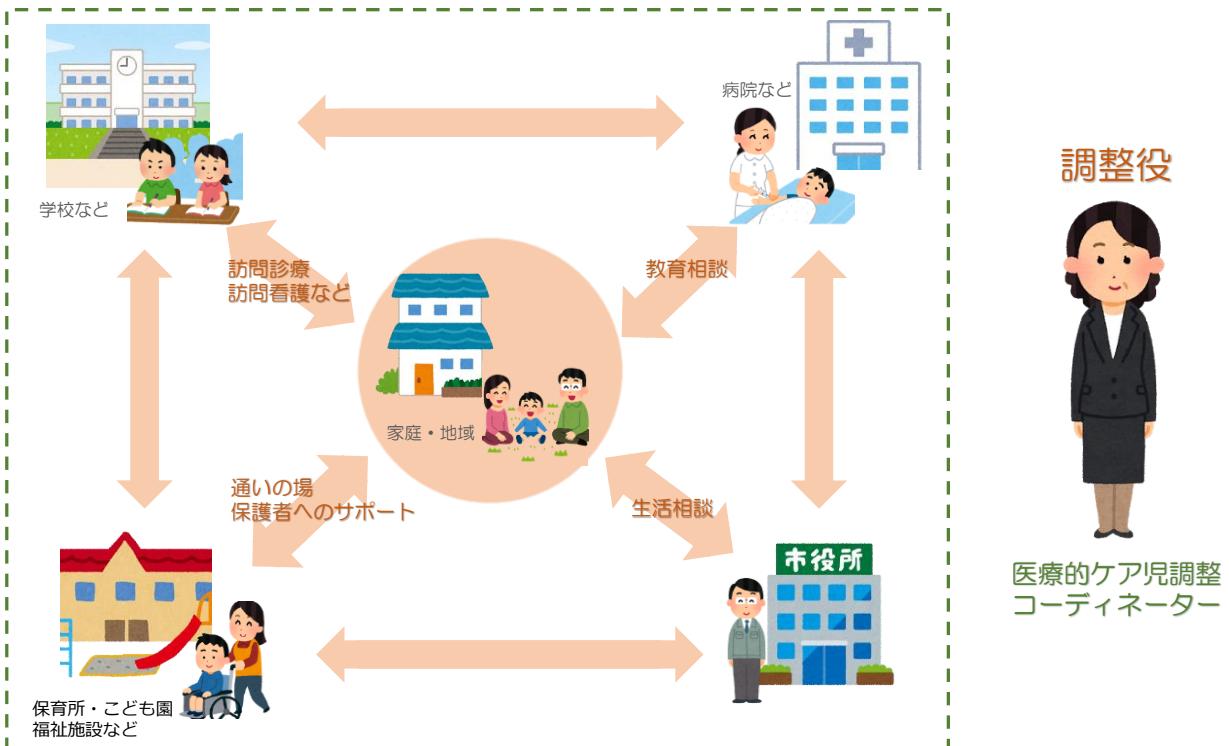
### ■ 基本的な考え方 ■

コーディネーターの配置に努めます。

### 【利用量の見込み】

事 業 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケアコーディネーター			
配置人数(人)	5	5	5

### 【医療的ケア児調整コーディネーターの役割】



# 第4部 計画の推進にあたって

## 第1章 計画の進行管理

本計画は、具体的な事業を計画する期間は令和3年度から令和5年度までの3か年の計画ですが、計画の進捗状況を客観的に把握・評価し、障がい福祉計画に盛り込んだ事項について、見直しの必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更を行い、その後の取り組みの改善につなげていくことが重要です。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、PDCAサイクルを導入し、毎年1回、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を次期計画の取り組みに反映させていきます。

## 第2章 計画の推進体制の充実

### (1) 総合支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置されている総合支援協議会は、障がいのある人の自立支援、地域生活支援を推進していくためのシステムづくり及びネットワークづくりの協議の場としての機能を果たす必要があります。

### (2) 専門部会

総合支援協議会と連携し、事業実施における関係機関相互のネットワークを強化します。さらには、検討事例等の課題共有、併せて課題解決への取り組みを検証、反映することで、障がいのある人の生活を支援するサービスの中立・公平性の確保と質の向上を図り、本市における障がい者福祉の向上に取り組んでいきます。

### (3) 行政

行政において、国、県、社会福祉法人、市民活動団体及び事業者との連携と協力体制の構築、市民、障がい者団体、事業者と連携、協力して計画に基づく施策の推進を図ります。

また、計画についての評価や、必要に応じて見直しを行い、次の計画や施策等に反映させていきます。